

Chapter 2: Procurement of Goods and Services

TABLE OF CONTENTS

	Page
PART I GENERAL.....	75
Section 1.01 Introduction.....	75
Section 1.02 International Competitive Bidding (ICB)	78
Section 1.03 Procedures Other than International Competitive Bidding (ICB).....	79
Section 1.04 Eligibility	82
Section 1.05 Misprocurement	85
PART II INTERNATIONAL COMPETITIVE BIDDING (ICB)	87
A . Type and Size of Contract	87
Section 2.01 Types of Contract	87
Section 2.02 Size of Contract	89
Section 2.03 Two-Stage Bidding and Two-Envelope Bidding	90
B . Advertising and Prequalification	92
Section 3.01 Advertising	92
Section 3.02 Prequalification of Bidders.....	93
C . Bidding Documents	97
Section 4.01 General	97
Section 4.02 Reference to the BANK and Corrupt or Fraudulent Practices.....	99
Section 4.03 Bid Bonds or Guarantees	101
Section 4.04 Conditions of Contract.....	102
Section 4.05 Clarity of Bidding Documents.....	103
Section 4.06 Standards	105
Section 4.07 Use of Brand Names	106
Section 4.08 Expenditures under Contracts.....	107
Section 4.09 Currency of Bids.....	108
Section 4.10 Currency Conversion for Bid Comparison	109
Section 4.11 Currency of Payment	110

Section 4.12	Price Adjustment Clauses	111
Section 4.13	Advance Payment	113
Section 4.14	Guarantees, Performance Bonds and Retention Money	114
Section 4.15	Insurance	116
Section 4.16	Liquidated Damage and Bonus Clauses	117
Section 4.17	Force Majeure.....	118
Section 4.18	Language	119
Section 4.19	Settlement of Disputes	120
Section 4.20	Applicable Laws	121
D .	Opening of Bids, Evaluation and Award of Contract	122
Section 5.01	Time Interval between Invitation and Submission of Bids	122
Section 5.02	Procedures relating to Opening of Bids.....	124
Section 5.03	Clarification or Alteration of Bids	125
Section 5.04	Process to be Confidential	126
Section 5.05	Examination of Bids	127
Section 5.06	Evaluation and Comparison of Bids.....	128
Section 5.07	Postqualification of Bidders	132
Section 5.08	Evaluation Report.....	133
Section 5.09	Award of Contract.....	134
Section 5.10	Rejection of Bids.....	136
ANNEX	FACTORS TO BE EVALUATED IN PREQUALIFICATION (SAMPLE)	139

第2部：調達ガイドライン

目次

	Page
第1章 総論.....	75
第1.01条 序文.....	75
第1.02条 国際競争入札.....	78
第1.03条 国際競争入札以外の調達方法.....	79
第1.04条 適格性.....	82
第1.05条 不適正調達.....	85
第2章 国際競争入札（ICB）.....	87
A．契約の形態と規模.....	87
第2.01条 契約の形態.....	87
第2.02条 契約の規模.....	89
第2.03条 二段階入札（ツー・ステージ・ビidding）及び二札入札（ツー・エンベロップ・ビidding）.....	90
B．公示及び事前資格審査.....	92
第3.01条 公示.....	92
第3.02条 入札者の事前資格審査.....	93
C．入札書類.....	97
第4.01条 一般事項.....	97
第4.02条 銀行及び、腐敗または不正行為に関する言及.....	99
第4.03条 入札保証.....	101
第4.04条 契約の条件.....	102
第4.05条 入札書類の明確性.....	103
第4.06条 規格.....	105
第4.07条 商標名の使用.....	106
第4.08条 契約に基づく支出.....	107
第4.09条 入札通貨.....	108
第4.10条 入札内容比較のための通貨換算.....	109
第4.11条 支払い通貨.....	110
第4.12条 価格調整条項.....	111
第4.13条 前渡金.....	113
第4.14条 保証、履行保障bond及び保留金.....	114
第4.15条 保険.....	116

第 4.16 条	予定損害賠償金条項及びボーナス条項	117
第 4.17 条	不可抗力	118
第 4.18 条	使用言語	119
第 4.19 条	紛争解決	120
第 4.20 条	準拠法	121
D .	開札、入札評価及び落札者決定	122
第 5.01 条	入札募集から入札までの期間	122
第 5.02 条	開札に関する手続	124
第 5.03 条	入札内容の明確化及び変更	125
第 5.04 条	手続きの非公開性	126
第 5.05 条	入札内容の審査	127
第 5.06 条	入札内容の評価と比較	128
第 5.07 条	入札者の事後資格審査	132
第 5.08 条	評価報告書	133
第 5.09 条	契約の落札	134
第 5.10 条	入札の拒否	136
別添	事前資格審査評価項目(例)	143

第1章 総論

Part I GENERAL

第1.01条 序文

Section 1.01 Introduction

< 条文 >

(a) “Guidelines for Procurement under JBIC ODA Loans” are applicable to the ODA Loans provided by JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION (hereinafter referred to as “the BANK”), under Section (1), Paragraph 2, Article 23 of THE JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION LAW.

(b) These Guidelines set forth the general rules to be followed by Borrowers of the BANK in carrying out the procurement of goods and services for a development project which is financed in whole or in part by ODA Loans of the BANK. (The term “the Borrower” as used in these Guidelines also refers to the Executing Agency of the project and the term “services” as used in these Guidelines excludes consulting services.)

(c) The proceeds of ODA Loans of the BANK are required to be used with due attention to considerations of economy, efficiency, transparency in the procurement process and non-discrimination among eligible bidders for procurement contracts.

(d) The application of these Guidelines to a particular project financed by an ODA Loan provided by the BANK will be stipulated in the Loan Agreement between the BANK and the Borrower.

(e) These Guidelines govern the relationship between the BANK and the Borrower, who is responsible for the procurement of goods and services. No provision of these Guidelines shall be construed as creating any right or obligation between the BANK and any third party, including those bidding for the procurement of goods and services. The rights and obligations of the Borrower vis-à-vis bidders for goods and services to be furnished for the project will be governed by the bidding documents which the Borrower issues in accordance with these Guidelines.

< 訳文 >

(a) 「円借款事業のための調達ガイドライン」は、国際協力銀行（以下「銀行」という。）が、国際協力銀行法第23条第2項第1号に基づき供与するODAローン（以下「円借款」という。）の事業に適用される。

- (b)本ガイドラインは、銀行の借入人が、銀行がその全部または一部に対して円借款を供与する開発事業のための資機材及び役務の調達に際し、従うべき一般的な原則を記したものである（以下本ガイドラインでいう「借入人」とは実施機関をも指し、「役務」とはコンサルティングサービスは除外する。）。
- (c)銀行の円借款資金は、経済性、効率性、調達手続きにおける透明性及び調達契約に対する入札適格者間の非差別性に十分留意して使用されることが求められる。
- (d)銀行により円借款を供与される個々の事業に対する本ガイドラインの適用については、銀行と借入人間の借款契約に定める。
- (e)本ガイドラインは、銀行と、資機材及び役務の調達責任を負う借入人との関係に関するものである。本ガイドラインの如何なる条項も、銀行と、資機材及び役務の調達のための入札者も含めた第三者との、権利義務を生じさせるものと解釈されないものとする。当該事業のために供給される資機材及び役務に関わる借入人と入札者相互間の権利義務は、借入人が本ガイドラインに従って発行する入札書類によって決められる。

< 解説 >

1. (a) 項について

本項は、「円借款」の定義と本ガイドラインが円借款の事業に適用される旨を記したものである。

2. (b) 項について

本項は、本ガイドラインの目的は借入人側が一般に遵守すべき調達関連のルールを説明することにある旨を記したものである。

3. (c) 項について

本項は、調達にあたっての基本的考え方とされる原則を記したものである。従来の経済性、効率性、非差別性（公平性）（economy, efficiency, non-discrimination）に加え、調達手続きの透明性も重要なポイントであるとの認識が高まっていることを踏まえ、透明性（transparency in the procurement process）につき明記している。これは世界銀行の調達ガイドラインにおいても基本原則の一つとされている。

4. (e) 項について

- (1) 本ガイドラインはあくまで銀行と借入人間の借款契約の一部であるところ、直接当事者たる借入人と同応札者ないし契約者との間で落札決定、契約締結等調達に関する問題が生じたとしても、それらは入札書類ないし契約書を基に直接当事者間で解

決されるべきであり、銀行は何ら責任を負うべき立場にはない。本条では、調達
の責任はあくまで借入人にあり、銀行に責任がないことを明記している。

(2) 本ガイドラインは、通常のプロジェクト借款における、コンサルタント・サービス
を除く通常の資機材・役務(の調達)をその適用対象とするものである。従って、
その他特殊ケースに関しては、各ケースに応じ、ガイドラインの追加・削除を含め
た修正あるいは新たな調達スキーム作成等を以って適宜対処する必要がある。

5. 適格応札者間の非差別性の原則から、事前資格審査や入札評価に際し国内企業優遇措
置(Preferential Margin、Domestic Preference)を講じることは認められない。

(1) 理由は次の通り。

円借款において全ての適格企業は公平に扱われるべき。

かかる優遇措置は事業費の増大、あるいは技術面でのパフォーマンスの低下を招きか
ねない。

かかる優遇措置は適格応札者間の公正な競争を歪曲しかねない。

(2) 借入人より頻繁に提案される国内企業優遇方法の代表例は次の通り。これらの方法
は円借款事業においては受け入れられない。

国内企業との提携(Association、Joint Venture)義務付け：受け入れ不可。但し、
係る提携の「奨励」(encouragement)は受け入れうる。

国内企業を有利に扱う評価基準、事前資格審査に際しての国内経験に対する過度な配
点：受け入れ不可。

6. 応札者間の自由な競争を促進するため、銀行は入札に先立つ予定価格の公表には同意
できないとの立場を取ってきた。しかしながら近時、借入人や国際機関の中には、入札
手続における透明性を最重要視する観点から予定価格の公表を求めるところも出てき
ている。そのため、銀行は積極的に予定価格の公表は奨励しないものの、借入人がこれ
を公表することを希望する場合には、銀行はこれに対して異議を唱えないこともあり得
る。

第 1.02 条 国際競争入札

Section 1.02 International Competitive Bidding (ICB)

<条文>

The BANK considers that in most cases International Competitive Bidding (ICB) is the best method for satisfying the requirements regarding procurement of goods and services for projects stated in Section 1.01 (c) above. The BANK, therefore, normally requires Borrowers to obtain goods and services through ICB in accordance with the procedures described in Part II of these Guidelines.

<訳文>

銀行は、ほとんどの場合、事業に必要な資機材及び役務の調達に関し、上記第 1.01 条(c)にて述べた必要事項を満足させるためには国際競争入札(ICB)が最良の方法であると考え、従って、銀行は、通常借入人に対して資機材及び役務の調達を本ガイドライン第 2 章に規定する国際競争入札に基づいて行うよう求めている。

<解説>

本条は、第 1.01 条(c)の原則に照らし、最も適した調達方法は通常の場合では ICB であるとの判断に基づく。

第 1.03 条 国際競争入札以外の調達方法

Section 1.03 Procedures Other than International Competitive Bidding (ICB)

< 条文 >

(a) There may be special circumstances in which ICB may not be appropriate, and the BANK may consider alternative procedures acceptable in cases of the following:

(i) Where the Borrower wishes to maintain reasonable standardization of its equipment or spare parts in the interests of compatibility with existing equipment.

(ii) Where the Borrower wishes to maintain continuity of services provided under an existing contract awarded in accordance with procedures acceptable to the BANK.

(iii) Where the number of qualified contractors, suppliers or manufacturers (hereinafter collectively referred to as "Contractor(s)") is limited.

(iv) Where the amount involved in the procurement is so small that foreign firms clearly would not be interested, or that the advantages of ICB would be outweighed by the administrative burden involved.

(v) Where, in addition to cases (i), (ii), (iii) and (iv) above, the BANK deems it inappropriate to follow ICB procedures, e.g. in the case of emergency procurement.

(b) In the above-mentioned cases the following procurement methods, may, as appropriate, be applied in such a manner as to comply with the ICB procedures to the fullest possible extent:

(i) Limited International Bidding (LIB), which is essentially international competitive bidding by direct invitation without open advertisement.

(ii) International Shopping, which is a procurement method based on comparing price quotations obtained from several (usually at least three) foreign and/or local suppliers to ensure competitive prices.

(iii) Direct Contracting.

(c) These Guidelines will not apply in the case of procurement of goods and services which are to be financed by the local currency portion of the Loan.

Procurement of such goods and services shall, however, be effected with due attention to the considerations stated in Section 1.01 (b). The BANK deems it appropriate that such procurement be effected through Local Competitive Bidding (LCB) among Contractors of the country of the Borrower.

< 訳文 >

- (a) 国際競争入札が適当でなく、銀行が他の方法を認めうるような特殊な状況は以下の通りである。
- (i) 借入人が既存機器との適合性を図る見地から、機器またはスペアパーツについて妥当な範囲での規格統一維持を希望する場合。
 - (ii) 借入人が、銀行が了承する手続きに従い落札された既存契約との役務の継続性を図ることを希望する場合。
 - (iii) 適確な請負業者または供給者（以下、総称して「コントラクター」という）の数が限られている場合。
 - (iv) 当該調達金額が少額なため外国企業が興味を示さないことがはっきりしている場合、または、少額なため国際競争入札を行うことによって生ずる管理上の負担がその利点を上回る場合。
 - (v) 上記(i),(ii),(iii)及び(iv)に加え、緊急調達の場合のように銀行が国際競争入札を不相当とみなす場合。
- (b) 上記のような場合は次のような調達方法が適用されうるが、その際には最大限可能な限り国際競争入札の趣旨を取り入れるものとする。
- (i) 限定国際入札（LIB）（公示なしの直接招請による実質的な国際競争入札）
 - (ii) インターナショナルショッピング（価格競争を確保するために複数（通常は3社以上）の外国及び/または現地の供給者から得た価格見積もりの比較に基づく調達方法）
 - (iii) 随意契約
- (c) 本調達ガイドラインは、借款の内貨部分から融資される資機材及び役務の調達に際しては適用されないものとする。
- しかし、かかる資機材及び役務の調達は、第 1.01 条(c)にて述べた必要事項に十分配慮して行うものとする。銀行は、かかる調達は、借入国の「コントラクター」による現地競争入札(LCB)が適切と考える。

< 解説 >

1. 本条は、原則方法たる ICB 以外の調達方法の使用が可能なケース、及びその方法を使用する場合に採るべき手続きにつき記したものである。
2. (c) 項について
内貨融資の対象となる資機材、役務の調達にあたっては本ガイドラインの適用は行わず、借入国間で一般的に使用されている調達手続きを認めるが、その際でも 1.01(c)にて述べた

要件を確保する見地から競争入札が望ましい旨を規定している。

第 1.04 条 適格性

Section 1.04 Eligibility

< 条文 >

(a) Any contract under which goods and/or services are procured from countries other than the eligible source countries for the implementation of the project will be eligible for financing under the Loan if the combined costs of such goods and/or services are less than 50 percent of the price of the said contract.

(b) A firm or an organization which has been engaged by the Borrower to provide consulting services for the preparation related to procurement for or implementation of a project, and any of its associates/affiliates (inclusive of parent firms), shall be disqualified from working in any other capacity on the same project (including bidding relating to any goods and services for any part of the project). Only in special cases and only with clear justification, and after taking into account all aspects and circumstances, may the BANK and the Borrower agree to permit a firm and/or its associates/affiliates (inclusive of parent firms) to be invited to bid on a project financed by ODA Loans of the BANK as a Contractor, when it is also employed on the same project as a consultant.

(c) The provisions of paragraph (b) of this Section also apply to Contractors who lend, or temporarily second, their personnel to firms or organizations which are engaged in consulting services for the preparation related to procurement for or implementation of the project, if the personnel would be involved in any capacity on the same project.

< 訳文 >

- (a) 当該事業の実施のために調達適格国以外から資機材及び/または役務を調達する契約は、かかる資機材及び/または役務の合計費用が契約金額全体の 50%未満である場合は、円借款融資の適格性を有する。
- (b) 当該事業の調達に係る準備または実施に係るコンサルティング業務を受注した企業及び/または関連会社/系列会社(親会社を含む)は、同一事業における他のいかなる業務(資機材及び役務の提供に係る入札参加を含む)を行うことから失格とされるものとする。特殊な場合かつその正当性が明確に確認される場合は、諸般の事情を勘案の上、銀行と借入人は、既にコンサルタントとして雇用されている企業またはその関連会社/系列会社(親会社を含む)が、同一事業の「コントラクター」として、入札に参加できる旨合意してもよい。
- (c) 上記(b)の規定は、「コントラクター」が当該事業の調達に係る準備または実施に係るコンサルティング業務に従事している企業または組織に、自社の職員を貸与もしくは一時

的に派遣し、同職員が当該事業に係る何らかの業務を行っている場合、当該「コントラクター」についても適用される。

< 解説 >

1 . (a)項について

調達適格国範囲は通常、対借入国事前通報（プレッジ）段階にて決定される。具体的適格国は、

- ・ General Untied（アンタイト）の場合：すべての国・地域
- ・ Partially Untied（部分アンタイト）の場合：日本及びLDC（具体的にはDACリストのパート1及びパート2）諸国
- ・ 二国間 Tied の場合：日本及び借入国
- ・ Tied の場合：日本のみ。

2 . (b)項について

各応札者は、入札書類が明確に代替札（Alternative bid）を受け入れる旨を規定していない限り、単独あるいは共同企業体（Joint Venture）のパートナーとして1つの応札のみ提出するものとする。

3 . (b)項及び(c)項について

「貸与または一時的に派遣」の解釈については以下のとおり。

建設業者または製造業者がコンサルタントに自社の職員を「貸与」または「一時的に派遣」している場合、当該職員が親元企業の係わるプロジェクトを担当していなければ親元企業の当該プロジェクトの応札資格につき問題とはしない。

「貸与」または「一時的に派遣」されている職員とは、親元企業を退職していない職員とする。「退職」とは、退職金が支払われたこと及び、退職後、親元企業から金銭的な便益を受けていないこととする。従って、当該職員が親元を退職した時点以降は、親元企業との関係において、貸与または一時的に派遣されているとは見なされない。

「親元企業に係わるプロジェクトを担当する」とは、当該プロジェクトのコンサルタント契約上、当該職員が現地作業と本社作業とを問わず業務に従事することが明記されている場合をさす。他方、自社職員をコンサルタントに出向させていても、当該職員が問題となっているプロジェクトに従事していなければ、当該親元企業の中立性について問題とはならない。

コンサルタントの中立性は、調達段階のコンサルタント契約のみならず、詳細設計段階、入札書類作成段階ならびに施工監理段階に係わるコンサルタント契約においても求められる。即ち、上記段階に従事するすべてのコンサルタントの職員は応札企業から中立でなければならない。

- 4 .企業(コンサルタント企業の関連会社等)が本条に違反していることが発覚した場合、当該企業は原則として失格とされる。

第 1.05 条 不適正調達

Section 1.05 Misprocurement

< 条文 >

The BANK does not finance expenditures for goods and services which, in the BANK's opinion, have not been procured in accordance with the agreed procedures in the Loan Agreement, and the BANK will cancel that portion of the Loan allocated to goods and services that have been misprocured. The BANK may, in addition, exercise other remedies under the Loan Agreement. It is the BANK's policy to require that bidders and Contractors, as well as Borrowers, under contracts funded with ODA Loans of the BANK and other Japanese ODA observe the highest standard of ethics during the procurement and execution of such contracts. In pursuance of this policy, the BANK;

(a) will reject a proposal for award if it determines that the bidder recommended for award has engaged in corrupt or fraudulent practices in competing for the contract in question;

(b) will recognize a Contractor as ineligible, for a period determined by the BANK, to be awarded a contract funded with ODA Loans of the BANK if it at any time determines that the Contractor has engaged in corrupt or fraudulent practices in competing for, or in executing, another contract funded with ODA Loans of the BANK or other Japanese ODA.

< 訳文 >

銀行は、銀行の意見において、借款契約における合意済の手續きによって調達されなかった資機材、役務の支出については融資を行わない。また、銀行は、不適正に調達された資機材、役務に配分された借款の該当部分を取消す。更に銀行は、借款契約に基づき他の救済手段をとることもできる。銀行は、入札者、「コントラクター」ならびに借入人が、円借款事業および他の日本の ODA 事業の契約に係る調達、実施にあたり最高水準の倫理を遵守するよう要求する。これにより銀行は、

(a) 当該円借款事業において、腐敗または不正行為に関与したと認められた入札者に落札するプロポーザルを拒否する。

(b) 他の円借款事業または他の日本の ODA 事業の契約を受注するためまたは実施中に、腐敗または不正行為に関与したと認められた「コントラクター」を、銀行が定める一定期間、円借款事業の契約を受注することから失格とする。

< 解説 >

- 1 . 本条は、外国公務員への贈賄を防止する OECD 条約の発効、世銀、ADB（アジア開発銀行）の調達・コンサルタント雇用ガイドラインへの腐敗防止条項の追加等、国際的に高まりつつある腐敗防止コンセンサスを受け規定したものの。
- 2 . 銀行のウェブサイト（<http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/guide/fusei/index.php>）で公表されている「円借款事業等において腐敗または不正行為等に関与したものに対する措置に関する規程」において、本条にいう腐敗または不正行為等に関与した企業等に対して取られる具体的な措置が定められている。

第2章 国際競争入札 (I C B)

Part II INTERNATIONAL COMPETITIVE BIDDING (ICB)

A. 契約の形態と規模

A. Type and Size of Contract

第2.01条 契約の形態

Section 2.01 Types of Contract

< 条文 >

Contracts may be concluded on the basis of unit prices for work performed or items supplied, a lump sum price, cost plus fees, or a combination thereof for different portions of the contract, depending on the nature of the goods or services to be provided. The bidding documents shall clearly state the type of contract selected. Cost-reimbursable contracts are not acceptable to the BANK except in exceptional circumstances, such as conditions of high risk or where costs cannot be determined in advance with sufficient accuracy. Single contracts for engineering, equipment and construction to be provided by the same party ("turnkey contracts") are acceptable if they offer technical and economic advantages to the Borrower, e.g. where a special process or considerable integration of the various stages is desirable.

< 訳文 >

契約は履行工事ないしは供給品目に基づく単価契約でもよいし、総価契約、実費精算契約でもよく、また契約の部分部分によりこれらを併用してもよい。どれを採用するかは、供給される資機材、役務の性格によるが、入札書類には採用される契約形態が明記されるものとする。ただし、実費精算契約は特殊の場合、すなわちリスクが高い、または前もって十分に正確には費用が決められない場合を除き、銀行は受け入れない。例えば、特別な工程、または種々の段階の密接な統一が望ましいなど、借入人に技術的、経済的な利点があるならば、設計、機器供給、建設が同一者によりなされる形態である単一契約（ターンキー契約）は認められる。

< 解説 >

1. 契約の主な形態としては、総価（ランプサム）契約（lump-sum contract - 一定の金額で一括してとりまとめて契約額をきめるもの）、単価契約（unit-price contract -

数量×単価で契約額を決めるもの)、実費精算契約(cost-plus fees contract)などがあり、これらは当然のこととして入札書類中に明示される必要がある。

2. Lump-sum 契約は契約対象の内容があらかじめ十分詳細に推定できる場合(橋梁上部・家屋建設工事等)に用いられ、他方 unit-price 契約は対象・数量が不明確な場合や対象工事量の正確に推定不可能な場合(複雑な土木工事等)に用いられることが多い。なお、本規定中にある“combination”の例としては、プラント契約におけるプラント本体を lump-sum、関連パーツ類を unit-price とするような場合が挙げられよう。
3. cost-plus fees 契約は工事(業務)完了後に契約支払い額が決定されるものであり、実際の工事費(材料費、人件費等)と間接的な費用(本社経費等)から成り立つ。cost-plus fee 契約には、cost-plus fixed fee 契約、cost-plus percentage fee 契約等がある。なお、この cost-plus fees 契約で事前に契約金額の目処が全くたたないような実費後払契約の場合には、借款対象金額が確定しないため、本文記載の通り、原則的には認めないこととしている。
4. 契約対象範囲に関する契約形態の一つとして、本条にある turn-key contract(ターンキー契約)(一括請負契約)が挙げられる。本契約は engineering, equipment, construction 全てを一括して請負企業に任せるものである(design-build 契約、design and construct 契約、all-in 契約、package-deal 契約とも呼ばれる)。また、設計、調達(または製造)、建設、始動、性能試運転のすべてを契約範囲とする場合を、特に full turn-key 契約ともいう。
なお、本契約形態を更に発展させたものとして product-in-hand contract と呼ばれるものがあるが、これは commissioning 段階前のみならずその後の運営段階における経営をも請負対象にする契約をいうものである。

第 2.02 条 契約の規模

Section 2.02 Size of Contract

< 条文 >

In the interests of the broadest possible competition, individual contracts for which bids are invited shall, whenever feasible, be of a size large enough to attract bids on an international basis.

< 訳文 >

できるだけ広範囲な競争を行うため、入札の招請を行う個々の契約は、可能な限り、国際的基準で十分に大きい規模のものとする。

< 解説 >

十分な競争原理を働かせることが入札の目的の一つである以上、入札の規模（ロット）はある数の企業が応札に興味を示す程度に大きなものである必要がある。なお 1 事業・ 1 契約である必要は全くないが、ICB 適用除外（Section 1.03(a)(iv)）を目的とする恣意的なパッケージ分けは防ぐべきである。借入人は自国（地元）企業の受注を考慮してプロジェクトを多数の小額ロットに分割しようとする傾向があるが、これは、単に I C B が適用できなくなる可能性ばかりでなく、各ロット間の調整の困難性、契約管理の煩雑性等案件監理面への弊害が大きく、極力避けるべきである。

第 2.03 条 二段階入札（ツー・ステージ・ビidding）及び二札入札（ツー・エンベロップ・ビidding）

Section 2.03 Two-Stage Bidding and Two-Envelope Bidding

< 条文 >

(a) In the case of turnkey contracts or contracts for large and complex plants or procurement of equipment which is subject to rapid technological advances, such as major computer systems, for which it may be undesirable or impractical to prepare complete technical specifications in advance, a two-stage bidding procedure may be adopted. Under this procedure, bidders will first be invited to submit technical offers without prices on the basis of the minimum operating and performance requirements. After technical and commercial clarifications and adjustments, followed by amended bidding documents, the bidders will be invited to submit final technical proposals and priced bids in the second stage. The use of this procedure must be agreed upon by the BANK and the Borrower.

(b) For works, machinery and equipment for which complete technical specifications are prepared in advance, a two-envelope bidding procedure may be adopted. Under this procedure, bidders will be invited to submit technical and price proposals simultaneously in two separate envelopes. The technical proposals are opened first and reviewed to determine that they conform to the specifications. After the technical review has been completed, the price envelopes of the bidders whose technical proposals have been determined to conform to the technical specifications are then opened publicly, with bidders or their representatives allowed to be present. Opening of price envelopes shall follow the procedures stipulated in Section 5.02 of these Guidelines. Evaluation of price proposals shall be consistent with Section 5.06 of these Guidelines. The price proposals of the bidders whose technical proposals have been determined not to conform to the technical specifications shall promptly be returned unopened to the bidders concerned. The use of this procedure must be agreed upon by the BANK and the Borrower.

< 訳文 >

(a) 事前に完全な技術仕様書を準備することが望ましくない、または実務的ではない、ターンキー契約、大規模かつ複雑なプラントの契約、または大型コンピューター等の技術革新が著しい分野の機材調達等の契約においては、二段階入札（ツー・ステージ・ビidding）を用いてもよい。本方式においては、入札者は第一に、最小限の操業

及び性能要求等に基づき価格抜きの技術オファーを提出する。技術面・商業面での明確化、調整を踏まえて入札書類が修正された後、第二段階として入札者は最終的技術札と価格札を提出する。本方式の採用は、銀行と借入人との間で合意されなければならない。

- (b) 事前に完全な技術仕様書が準備される工事、機材、機器については、二札入札(ツー・エンベロップ・ビidding)を用いてもよい。本方式においては、技術札と価格札とが同時にかつ別々の札で提出される。第一に技術札が開札され、仕様書に合致しているかを判断するための検討が行われる。技術検討終了後、技術札が仕様書に合致していると判断された入札者の価格札のみが当該札を提出した入札者またはその代理人の前で開札される。価格札の開札は、本ガイドライン第 5.02 条に明記される手続きに従って行われるものとする。価格札の評価は、本ガイドライン第 5.06 条に従って行われるものとする。技術札が仕様書に合致していないと判断された入札者の価格札は、開札せずにすみやかに当該入札者に返却されるものとする。本方式の採用は銀行と借入人との間で合意されなければならない。

< 解説 >

1. (a) について

例えば、異なる製造プロセスが存在するプラント事業、幾つかのプロセス・デザインが可能なターンキー契約、コンピューター等技術革新が著しい分野の機器の調達等において、二段階入札が行われうる。

2. (b) について

二札入札は、火力発電所の発電機器、橋梁建設事業、地下鉄建設事業等において採用されてきた実績もあり、一般的に広く採用され得るものである。二札入札は、技術的評価に問題のなかった応札者のみの間で価格競争をするため、質の重視の面から望ましいものである。この趣旨に対する十分な理解がないために、安価な札を選ぼうとして技術的に不合格な応札者の価格札まで開札したり、技術札評価時点で価格札を開札して評価に影響を与える等のケースもあったが、このようなケースは決して認められない。

3. 技術札の評価にあたっては、実質的な価格変更(入札後の値引き)を避けるため、クレンジング等とともなう価格変更、デビエーションに対するプライスローディング等を十分に検討する必要がある。

4. 二段階ないし二札入札においては、技術評価結果について銀行の確認と同意を得るのが通常である。

B . 公示及び事前資格審査

B . Advertising and Prequalification

第 3.01 条 公示

Section 3.01 Advertising

< 条文 >

In all cases of ICB contract, invitations to prequalify or to bid shall be advertised in at least one newspaper of general circulation in the Borrower's country. The Borrower should also promptly send copies of such invitations (or the advertisement therefor) to the local representatives of the eligible source countries and the BANK.

< 訳文 >

国際競争入札による契約の場合にはすべて、事前資格審査の募集または入札募集は、借入国で一般的に流通している新聞のうち少なくとも 1 紙に公示されるものとする。借入人は、上記募集（または公示）の写しを、調達適格国の現地代表者及び銀行に、すみやかに送付すべきである。

< 解説 >

- 1 . ICB 採用の目的の一つは、前述のとおり競争原理を可能な限り働かせることによりコストの最小化を図ることにある。同観点より、本公示を広く広報し、できるだけ多くの潜在的な応札者に情報提供することが重要である。
- 2 . 公示の内容としては、入札対象、コンタクト先、入札締切日等のスケジュール等当然記載すべき事項とともに、確固たる資金源の存在を知らしめることにより、より多くの業者に興味を抱かせ参加させること（即ち、競争原理を促進させること）等のために「本入札に係わる資金源は JBIC である」旨を、また非調達適格業者に不要な入札参加意欲を抱かせないこと等のために調達適格国を、入札書類以前の本公示中にも含ませることが好ましい。

第 3.02 条 入札者の事前資格審査

Section 3.02 Prequalification of Bidders

< 条文 >

Prequalification is in principle required in advance of bidding for large or complex works and, exceptionally, for custom-designed equipment and specialized services to ensure that invitations to bid are extended only to those who are technically and financially capable. Prequalification shall be based entirely upon the capability of prospective bidders to perform the particular contract satisfactorily, taking into account, inter alia, their: (i) experience of and past performance on similar contracts, (ii) capabilities with respect to personnel, equipment and plant, and (iii) financial position. A sample of factors to be evaluated in prequalification is shown in Annex I. A clear statement of the scope of the contract and the requirements for qualification (criteria) shall be sent to all those wishing to be considered for prequalification. All bidders meeting the criteria specified shall be allowed to bid. Verification of the information provided at the time of prequalification shall be confirmed at the time of award of contract, and award may be denied to a bidder judged to no longer have the capability or resources to successfully perform the contract, including the case where the information provided was fraudulent or incorrect.

< 訳文 >

大規模または複雑な契約の場合、及び例外的に特注設計の機器及び特殊な役務の場合には、入札募集が技術的・財務的に能力を有する業者にだけ行われるよう、入札に先立って事前資格審査が原則として必要である。事前資格審査は、もっぱら、入札予定者が特定の契約を満足に遂行する能力に関して行われるものとし、特に、(i)同種の契約についての経験と実績、(ii)人材、機器及びプラント面での能力、(iii)財務状況、が考慮される。事前資格審査評価項目の例を別添に示す。契約の範囲及び資格要件（クライテリア）を明記した文書は、事前資格審査を受けることを希望するすべての業者に送付されるものとする。入札は、指定されたクライテリアを満たすすべての入札者に許可されるものとする。事前資格審査時に提出された情報は、落札時に再確認されるものとし、情報が不実または虚偽であった場合も含め、落札者に契約を成功裡に実施する能力または資源がないと判断されれば、落札が拒否され得る。

< 解説 >

1 . 本条は、特に大型工事契約等で通常行われる事前資格審査(P/Q)に関するものである。

2. 銀行は、質重視の観点から、P/Q は「原則として必要」と考える。また P/Q は大規模な調達のみならず、調達の内容に応じて大規模でないものにも必要となる場合がある。
3. P/Q は、当該契約に係わる入札評価をより効率的に行う重要性のある大型工事契約（定量化困難の評価対象ファクターが多いため）等の場合、十分能力のある企業のみによって入札を実施すること（表面的評価による不適格業者の落札回避）を確保する必要性のある際、また、多数の応札者が殺到する恐れのある際（乃至応札者の負担軽減が特に目的とされる場合；従ってある程度のしぼり込みがこの段階でなされるべき）等に行われるものである。上述の通り、「質を重視する」という観点から P/Q は「原則として必要である」としているところ、少なくとも 10 億円を越える大規模調達、複雑な工事・契約、あるいはデザインビルド契約のように入札準備に多額の費用を要し競争を低減させかねないような事情がある場合には P/Q が行われるべきである。
4. P/Q 主要項目としては、本規定中にもあるように、(i) 同種契約の経験・実績、(ii) 人材、設備に関しての能力、(iii) 財務状況の各諸点とともに、その他、当該国での経験、当該企業の一般情報（資本金、国籍等）、国際援助機関融資事業での経験等も挙げられる（Annex 1「P/Q 評価項目サンプル」参照）。なお、P/Q の対象はメインコントラクターであるが、実質的な業務に対してサブコントラクターが責任を有している場合には、サブコントラクターのデータについても考慮に入れることがある。
5. 財務状況について、応募企業は監査された財務諸表を提出し、財務的健全性を示さなければならない。Pass/Fail 方式における財務指標（Financial Index/Ratio）を用いた評価は、財務的健全性についての公平な評価が確保されないため避けるべきである。というのも、財務指標は国ごとに異なる会計手続き、基準・方法に基づいている上、企業の財務状況について全ての側面を表す基準ではないためである。もし借入人が財務指標の採用を強く求める場合には、非常に基本的な指標として Net Worth（資産 - 負債）の使用は認めうる。借入人は応募企業が財務能力を示す上で求められる情報・書類につき、一定の柔軟性を与えるべきである。
6. P/Q 評価の透明性を更に高めるために、明確な P/Q 評価基準が応札希望者に送付されるようガイドラインでは求めている。
7. P/Q 評価基準は、特定企業しか参加できないような厳しすぎるものであってはならないが、「質の重視」の観点から十分能力のある企業のみが応札するようなレベルの基準とすることが肝要である。借入国企業が入札に参加可能となるよう、恣意的に基準を

緩めるようなことは決して認められない。

- 8 . P/Q 評価においては、P/Q 基準を厳格に適用しなくてはならない。借入国企業優遇のために P/Q 基準を緩めたり（「同種の経験」の解釈を極端に広くする等）、競争を確保するためと称して P/Q 評価時に P/Q 基準を緩めようとするのは、「質の重視」の観点から認められない。
- 9 . P/Q 後の共同企業体（J/V）の構成員の変更は、以下の条件が全て満たされる場合には認めうる。
 - 新たな J/V が P/Q 基準を充足すること（新構成員は必ずしも P/Q 通過企業に限られる必要はない。）、
 - 借入人にとって当該変更理由が受け入れられるものであること、
 - かかる変更が P/Q 通過企業間の競争を歪曲しないこと、
 - かかる変更が入札前に借入人に申請され承認されること、
 - かかる変更が借入人により強要されたものではなく、当該企業側の自由な判断によるものであること。
- 10 . 全体としては P/Q 基準を充足しているものの、特定領域分野での基準が満たされていない企業・J/V を合格させることは認められない。例えば、十分な経験、人員、設備を有するものの、財務能力を充たさず契約履行中に倒産しかねない企業は、失格とされるべきである。一部の基準を充たしていないことは、他の基準での能力で補うことはできない。
- 11 . P/Q 通過企業数につき評価以前に予め上限を設けることは認められない。設定された基準を充足する全ての応募企業は入札への参加が認められなければならない。しかしながら、適切な数の企業、通常は 10 企業以内、が通過するような基準を設定することも重要である。あまりにも多くの企業が入札に参加することは、入札評価における借入人の負担を増加させるため望ましくない。
- 12 . 借入人は、応募企業が契約を遂行する上で必要な資金を確保する財務能力があることを示すため、名の通った商業銀行が発行する銀行推薦状（bank reference letter）の提出を応募企業に求め得るが、その場合、契約落札時に当該銀行が特定のクレジットラインを供与することまでを内容としたものを要求してはならない。なぜなら、P/Q のような段階では、応募企業の財務能力如何に拘わらず、銀行が特定のクレジットラインを供与することまでを約束することは困難であるからである。従って、借入人は、契約落札時に特定のクレジットラインを供与することを「考慮する」（will consider）

との bank reference letter を求めることは出来る。

- 13 . P/Q 評価の結果、1社しか合格しなかった場合には、当該1社と入札を行なうことは意味がないため、借入人は P/Q 手続きを拒否すべきである。従って、借入人は一定の条件変更を行った上で新たな P/Q 手続き、あるいは、本ガイドラインの基本原則に沿った、それ以外の適当な方法を開始すべきである。

C . 入札書類

C . Bidding Documents

第 4.01 条 一般事項

Section 4.01 General

< 条文 >

The bidding documents shall provide all information necessary to enable a prospective bidder to prepare a bid for the goods and services to be provided. While the detail and complexity of these documents will vary with the size and nature of the proposed bid package and contract, they generally include: invitation to bid; instructions to bidders; form of bid; form of contract; conditions of contract (both general and special); technical specifications; list of goods or bill of quantities and drawings, as well as necessary appendices, detailing, for example, the type(s) of security required or acceptable. If a fee is charged for the bidding documents, it shall be reasonable and reflect the cost of their production and shall not be so high as to discourage qualified bidders. Guidelines on the principal components of the bidding documents are given in the following paragraphs.

< 訳文 >

入札書類には、入札者が、提供される資機材及び役務に対しての入札の準備を行うために必要な、すべての情報が盛り込まれるものとする。これらの書類の詳細な内容は、実際の入札パッケージ及び契約の規模と性格に応じて異なるが、その内容には通常、入札の募集、入札指示書、入札の様式、契約の様式、契約条件（一般及び特記）、技術仕様、資機材のリストまたは数量明細書及び図面、ならびに、必要とされるまたは受け入れられる保証の種類の詳細等の必要な付属文書が含まれる。入札書類が有料である場合には、その料金は書類の製作コストを反映した妥当なものとし、適格な入札者の意欲をそぐような高額でないものとする。入札書類のうち主要な要素についてのガイドラインは、以下のパラグラフに記されている。

< 解説 >

1 . 入札書類構成要素の一例を参考までに挙げると以下のとおりである。

- (a) Instruction to Bidders
- (b) Bid Form
- (c) General Conditions of Contract

- (d)Special Conditions
- (e)General Specifications
- (f)Technical Specifications
- (g)Bill of Quantifies
- (h)Drawings
- (i)Contract Form
- (j)Bid Security Form
- (k)Performance Security Form

- 2 . 入札書類の価格は、適切な応札者のみが参加し、且つそれらの応札意欲を削ぐことがないように、印刷・送付等の名目的費用をカバーするもののみであるべきである。契約および入札書類の規模や複雑さにもよるが、一般的には1,000USドルを上回らない額が適当である。
- 3 . 銀行は、借入人が円借款調達手続きにおいて使用すべく一連の標準書類を準備しているが、ここで採用している手続き等は広く国際的な経験を通じて作成されており、円借款の調達政策・方針および規定にも合致しているため、その使用を奨励している。

第 4.02 条 銀行及び、腐敗または不正行為に関する言及

Section 4.02 Reference to the BANK and Corrupt or Fraudulent Practices

< 条文 >

Bidding documents shall normally refer to the BANK and corrupt or fraudulent practices using the following language:

(a) “....(name of Borrower).....has received (or where appropriate, ‘has applied for’) an ODA Loan from JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION BANK in the amount of ¥_____ toward the cost of (name of project, signed date of Loan Agreement), and intends to apply (where appropriate, ‘a portion of’) the proceeds of the loan to payments under this contract. Disbursement of an ODA Loan by JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION will be subject, in all respects, to the terms and conditions of the Loan Agreement, including the disbursement procedures and the ‘Guidelines for Procurement under ODA Loans of JBIC .’ No party other than (name of Borrower) shall derive any rights from the Loan Agreement or have any claim to loan proceeds. The above Loan Agreement will cover only a part of the project cost. As for the remaining portion, (name of Borrower) will take appropriate measures for finance.”

(b) “The BANK requires that bidders and Contractors, as well as Borrowers, under contracts funded with ODA Loans of the BANK and other Japanese ODA, observe the highest standard of ethics during the procurement and execution of such contracts. In pursuance of this policy, the BANK;

(i) will reject a proposal for award if it determines that the bidder recommended for award has engaged in corrupt or fraudulent practices in competing for the contract in question;

(ii) will recognize a Contractor as ineligible, for a period determined by the BANK, to be awarded a contract funded with ODA Loans of the BANK if it at any time determines that the Contractor has engaged in corrupt or fraudulent practices in competing for, or in executing, another contract funded with ODA Loans of the BANK or other Japanese ODA.”

< 訳文 >

入札書類は、通常、以下の文言を使用し、銀行及び、腐敗または不正行為に関して言及するものとする。

(a) 『(借入人名)は、(事業名、借款契約の調印日)の費用に対し、国際協力銀行から(金額)円の円借款供与を受けて(または、場合により、「要請して」)おり、借款資金(場合によ

り、「の一部」)を本契約についての支払いに充てる計画である。国際協力銀行による円借款の貸付実行は、あらゆる面で、貸付実行方式や「円借款事業のための調達ガイドライン」を含め、借款契約の条項を条件としている。(借入人名)以外のいかなる団体も、借款契約から権利を引き出すことも、または借款資金に対するクレームを行うこともしないものとする。上記借款契約は、事業費の一部のみをカバーする。残りの部分は、(借入人名)がすみやかに適切な資金手当てのための措置を講じる。』

(b) 『銀行は、入札者、「コントラクター」ならびに借入人が、円借款事業および他の日本の ODA 事業の契約に係る調達、実施にあたり最高水準の倫理を遵守するよう要求する。これにより銀行は、

(i) 当該円借款事業において、腐敗または不正行為に関与したと認められた入札者に落札するプロポーザルを拒否する。

(ii) 他の円借款事業または他の日本の ODA 事業の契約を受注するため、または実施中に、腐敗または不正行為に関与したと認められた「コントラクター」を、銀行が定める一定期間、円借款事業の契約を受注することから失格とする。』

< 解説 >

- 1 . 本条は、JBIC の円借款供与が入札書類上に明記されるべき旨を記したものである (その理由については本ハンドブック第 3.01 条注釈 2 参照)。調達において調達ガイドラインが遵守されることをより明確にするために、入札書類中にガイドラインの条項に従うことが必要であることを明示している。これにより、応札者に対しても、調達ガイドラインの存在、遵守の必要性に対する理解を徹底することが可能となる。
- 2 . 第 1.05 条の規定を入札書類に明記することで、応札者に対して、円借款事業及び他の日本の ODA 事業で腐敗または不正行為に関与したとなった場合、銀行が定める一定の期間、円借款事業における応札資格を失うことが周知されなければならない。

第 4.03 条 入札保証

Section 4.03 Bid Bonds or Guarantees

< 条文 >

Bid bonds or bidding guarantees will usually be required, but they shall not be set so high as to discourage suitable bidders. Bid bonds or guarantees shall be released to unsuccessful bidders as soon as possible after the bids have been opened.

< 訳文 >

通常、種々の形での入札保証が必要とされるが、これらは適切な入札者の意欲をそぐような高額に設定されないものとする。入札保証は、落札者以外の入札者に対しては、開札後可能な限りすみやかに返却されるものとする。

< 解説 >

- 1 . 入札保証については、外国銀行の支店が少ない国であるにも関わらず、保証する銀行を借入国内の銀行に限定したり、その返却にあたって借入国通貨でのみ返却すると規定すると、外国企業が著しく不利となり、公正な競争が阻害される。従って、この点について留意すべきである。
- 2 . 国際的に認められている入札保証の金額は、通常の契約の場合、想定価格の 2% 程度である。
- 3 . 銀行保証、信用状 (letter of credit) など国際的に受け入れられている形態での入札保証の提供を禁じたり、現金や小切手など極めて流動性の高い形態に限ることは認められない。そのような要求は適切な応札者の参加意欲を削ぐものである。

第 4.04 条 契約の条件

Section 4.04 Conditions of Contract

< 条文 >

The conditions of contract shall clearly define the rights and obligations of the Borrower and the Contractor, and the powers and authority of the consultant as the engineer, if one is employed by the Borrower, in the administration of the contract and any amendments thereto. In addition to customary general conditions of contract, some of which are referred to in these Guidelines, special conditions appropriate to the nature and location of the project shall be included.

< 訳文 >

契約条件には、借入人及び「コントラクター」の権利義務、及び、借入人によりコンサルタントが雇われている場合には、当該契約の管理及びそれに関連する変更における、エンジニアとしてのかかるコンサルタントの権限を明確に規定するものとする。このガイドラインに述べられている諸点をはじめとして、商慣習上通常規定される契約の一般的な条件に加えて、事業の性格及び所在地に関する適当な特記条件も含まれるものとする。

< 解説 >

- 1 . こうした契約条件は、全ての契約に使用される一般的条件と、個々の契約の特性により異なる特記条件の二種類から成るが、こうした契約条項は当然、明確に規定されるべきである。なお、前者については FIDIC(International Federation of Consulting Engineers)、ENAA (Engineering Advancement Association of Japan) などの機関による標準フォームがいくつか作成されており、これらが使用されるケースが多い。
- 2 . 借入人が、標準契約約款に定める借入人と請負業者間のリスク配分を実質的に変更することを希望する場合には、かかる変更は本ガイドラインの基本原則に照らして合理的でなければならない。

第 4.05 条 入札書類の明確性

Section 4.05 Clarity of Bidding Documents

< 条文 >

Specifications shall set forth as clearly and precisely as possible the work to be accomplished, the goods and services to be supplied and the place of delivery or installation. Drawings shall be consistent with the text of the specifications. Where drawings are inconsistent with the text of the specifications, the text shall govern. The bidding documents shall specify any factors, in addition to price, which will be taken into account in evaluating and comparing bids, and how such factors will be quantified or otherwise evaluated. If bids based on alternative designs, materials, completion schedules, payment terms, etc., are permitted, conditions for their acceptability and the method of their evaluation shall be expressly stated. Any additional information, clarification, correction of errors or alteration of specifications shall be sent promptly to all those who requested the original bidding documents. Invitations to bid shall specify the eligible source countries and other eligibility provisions, such as permissible import content from non-eligible source countries (as stated in Section 1.04). The specifications shall be so worded as to permit and encourage the widest possible competition.

< 訳文 >

仕様書には、完成させるべき工事、供給されるべき資機材・役務、及び納入場所または据え付け場所をできる限り明瞭かつ正確に記載するものとする。図面は仕様書の本文と合致するものとし、両者間に齟齬がある場合には本文の方が優先するものとする。入札書類には、価格に加えて、入札評価・比較に際して考慮する要素、及びそれらの要素の定量化方法または他の評価方法が示されるものとする。デザイン、資材、完成時期、支払い条件等の代替案が認められる場合には、それらを認める条件とその評価方法が明示されるものとする。追加情報、明確にすべき点、仕様書の訂正及び変更等は、当初の入札書類を申し込んだすべての業者に直ちに送付されるものとする。入札募集には、調達適格国や、非調達適格国からの許容輸入分等、他の適格性に関する規定（前述第 1.04 条）を明示するものとする。仕様書は、できるだけ広範な競争を可能とし、促進するような表現を使用するものとする。

< 解説 >

1. 主観的評価を回避すべく、非価格要素について、その定量化・評価方法を入札書類に明記すべきである。また、代替案を認める可能性、その評価方法についても明示す

るべきである。

- 2 . 混乱や不公平な応札比較を回避すべく、入札書類は応札者の応札価格設定における税金、関税その他の税金の取扱いを明確に規定しなければならない。また、これらの項目の扱いについて、評価方法の中で明確に定めるべきである。
- 3 . 応札者側の混乱や評価段階での種々の問題を回避するため、仕様書 (specifications) は明確かつ正確であるべきである。 I C B の下では、仕様書は、出来るだけ広範な競争を可能にするよう作成しなければならない。例えば、ボイラー等の一般的機器の調達で、特定タイプの仕様を定めることにより、特定企業 (または特定国の企業) のみの応札が可能となる事態は避けるべきである。また、自国企業が入札に参加できるように、過度にゆるい仕様を恣意的に設定することも避けるべきである。
- 4 . 借入人側の理由によって、当初の仕様に対する変更、追加情報、訂正等が行われる場合には、応札者全てに即座に Addendum 等によりそれらの修正を通知するべきであり、特に当該変更が主要な・事質的なものと判断される場合には応札者側に応札に向けた追加的な時間的余裕を与えるべきである。
- 5 . 技術的に受け入れられない逸脱 (deviation) のある入札は non-responsive である。応札価格を引き上げることなく、入札書類に定める仕様に合致する資機材・役務を提供するという条件で、その様な応札を受け入れるということは認められない。

第 4.06 条 規格

Section 4.06 Standards

< 条文 >

If specific national or other standards with which equipment or materials must comply are cited, the bidding documents shall state that equipment or materials meeting the Japan Industrial Standards or other internationally accepted standards which ensure quality equivalent to or higher than the standards specified will also be accepted.

< 訳文 >

機器や資材に係る特定の国内規格、または他の規格が引用される場合には、当該規格と同等かもしくはそれ以上の品質を保証するような、日本工業規格（JIS）または他の国際的に通用している規格を満たす機器や資材も受け入れられる旨、入札書類に明記されるものとする。

< 解説 >

入札書類にて規格を規定する際は、日本工業規格（JIS）または他の国際的に通用している規格を用いるべきである。その理由は本ハンドブック第 4.05 条注釈 3 に記されている。

第 4.07 条 商標名の使用

Section 4.07 Use of Brand Names

< 条文 >

Specifications shall be based on performance capability and shall only specify brand names, catalogue numbers, or products of a specific manufacturer if either specific spare parts are required or it has been determined that a degree of standardization is necessary in order to ensure continuity for certain essential features. In the latter case, the specifications shall permit offers of alternative goods which have similar characteristics and provide performance and quality at least equal to those specified.

< 訳文 >

仕様は性能に基づくものとし、特定のスペアパーツが必要とされる場合または特定の重要な特徴を保持するために規格統一が必要とされる場合に限り、特定製造業者の商標名、カタログ番号または製品名を記載するものとする。後者の場合、仕様書は、特定製品と同様の性質を有し、また少なくとも同等の性能及び品質を備えた他の製品のオファーをも受け入れるものとする。

< 解説 >

本条は商標名等の記載を可能な限り排除すべき旨を記したものである。場合によっては、ICBにおいても一部機器等に関しては規格統一化等の必要性から特定商標名、特定カタログ番号等を記載せざるを得ない場合がありうる（この場合、当該部分が仕様の主要部分であれば随意契約を採用するのが普通である）が、このような場合にも前述の理由（本ハンドブック 第 4.05 条注釈 3 参照）から、特定製品と同様の性質を有し、少なくとも同等の品質を備えた他の製品を出来るだけ受け入れることが望ましい。

第 4.08 条 契約に基づく支出

Section 4.08 Expenditures under Contracts

< 条文 >

As the use of ODA Loans of the BANK is limited to financing expenditures for goods and services from eligible source countries (including those with a permissible import content from non-eligible source countries), the bidding documents shall require the Contractor to use only such goods and services for the contract and to identify all expenditures related to non-eligible source countries (import content) in his statements or invoices.

< 訳文 >

円借款資金の対象は調達適格国からの資機材・役務（非調達適格国からの許容範囲内での輸入分を含む）への支出に限られているので、「コントラクター」に対し、契約上の費用をこの範囲に限るべきこと、及び、計算書ないしはインボイス上に非調達適格国分（輸入分）のすべての費用を明記すべきことを、入札書類にて求めるものとする。

第 4.09 条 入札通貨

Section 4.09 Currency of Bids

< 条文 >

ODA Loan of the BANK is denominated in Japanese Yen and the bid price should normally be stated in Japanese Yen. Whenever necessary, however, other international trading currencies may also be permitted. In addition, any portion of the bid price which the bidder expects to spend in the Borrower's country may be stated in the currency of the country of the Borrower. The currency or currencies in which the bid price may be stated shall be specified in the bidding documents.

< 訳文 >

円借款は日本円建てであり、入札も通常円建てでなされるべきであるが、必要があれば、他の国際的に取引されている通貨も認められる。入札者が借入国で支出する予定の部分については、借入国通貨建てで入札されてよい。入札において認められる通貨は、入札書類に記載されるものとする。

< 解説 >

応札通貨として、日本円以外の国際通貨の使用も認められる。また、借入国内での支出が見込まれる部分については、「借入国通貨建てとしても良い」。また、これらの応札可能通貨については入札書類にて明示すべきである。通貨決定にあたっては、借入人側の為替リスク負担に配慮する一方、競争が極端に制限されることも避けるべきである。「国際的に取引される通貨 (international trading currency)」という用語は、米ドル、ユーロ等のいわゆる「ハードカーレンシー」を指す。

第 4.10 条 入札内容比較のための通貨換算

Section 4.10 Currency Conversion for Bid Comparison

< 条文 >

The bid price is the sum of all payments to be made to the bidder, in whichever currency. For the purpose of comparing prices, all bid prices shall be converted to a single currency selected by the Borrower and stated in the bidding documents. The Borrower shall effect this conversion by using the exchange (selling) rates for those currencies quoted by an official source (such as the Central Bank) for similar transactions on a date selected in advance and specified in the bidding documents, provided that such date shall not be earlier than thirty days prior to, nor later than, the date specified for the opening of bids.

< 訳文 >

入札価格は、入札者に対し支払われることになる各国通貨建て支払いのすべての合計額である。価格を比較するため、すべての入札価格は、借入人が選定し、かつ入札書類中に明記した単一通貨に換算されるものとする。借入人はこの換算を、入札書類であらかじめ明記された日付の、公的機関（中央銀行など）が示す当該各通貨の為替（売）レートを用いて行うものとする。この日付は、開札日として指定された日より 30 日以前に遡らないものとし、また開札日以降でないものとする。

< 解説 >

複数通貨による応札価格を比較する際には単一通貨価格に換えて比較することとなるが、その際は、恣意的決定をさけるために、入札書類であらかじめ定められた日付の為替レートを使用しなければならない、というのが本条の趣旨である。

第 4.11 条 支払い通貨

Section 4.11 Currency of Payment

< 条文 >

(a) Payment of the contract price shall be made in the currency or currencies in which the bid price is expressed in the bid of the successful bidder, except where a different arrangement is clearly justified and specified in the bidding documents.

(b) Where the bid price is to be paid, wholly or partly, in a currency or currencies other than the currency of the bid, the exchange rate to be used for purposes of payment shall be that specified by the bidder in the bid so as to ensure that the value of the currency or currencies used in the bid is maintained without any loss or gain.

< 訳文 >

(a) 契約額の支払いは、異なる取り決めが明確に正当化されかつ入札書類中に規定されている場合を除き、落札者の入札の際に示された通貨によって行われるものとする。

(b) 入札において用いた通貨以外の通貨で全額または一部の支払いを行う場合、入札において使用した通貨の価値が損得なしに維持されるように、支払いのために使用される為替レートは、落札者が入札において示したレートとするものとする。

< 解説 >

1. 応札通貨に関する基本的考え方は本ガイドライン第 4.09 条記載の通りである。
2. 日本円に加え、主要国際通貨の使用も認められる。
3. 支払通貨は、落札者の為替リスク負担を避けるため、原則として、落札者の応札通貨と同じとする必要がある。すなわち、上記(a)で、原則は、あくまで落札者が入札において使用した通貨で契約の支払いを行うことを規定している。更に(b)では、この原則から外れる場合であっても、「入札において使用された通貨の価値を確保するため」、落札者が入札において明示したレートを使うこととしている。
4. (b)の例としては、外貨建ランブサムで入札した契約の一部分に充てる支払いについて、借入国内で使用するために借入国通貨での支払いを求めるケースが考えられる。この場合、「入札において示すレート」として当初定めた固定レートを使用することも一法であるが、外貨建の価値を維持するため、「それぞれの支払の 日前のレートを使う」等の取り決めでも問題ない。なお、(b)は例外的なケースに係る規定であり、(a)による取扱いを推奨する。

第 4.12 条 価格調整条項

Section 4.12 Price Adjustment Clauses

< 条文 >

Bidding documents shall state clearly whether firm prices are required or adjustment of bid prices is acceptable. In appropriate cases, provision will be made for adjustment (upwards or downwards) of the contract price, should changes occur in the prices of major cost components of the contract, such as labor or important materials. Specific formulae for price adjustment shall be clearly stated in the bidding documents in order that the same provisions may apply to all bids. A ceiling on price adjustment shall be included in contracts for the supply of goods, but it is not usual to include such a ceiling in contracts for civil works. There should normally be no price adjustment provision for goods to be delivered within one year.

< 訳文 >

入札書類には、固定価格によるものか、価格調整が受入れられるかについての明確な記載がなされるものとする。場合によっては、労働力や主たる資材のような契約の主要部分を占めるものの価格に変動が生じた際の契約金額の調整（増減いずれの方向へも）に係る条項が設けられる。価格調整に係る明確な方式は、同じ条項が全ての入札に適用されるように、入札書類に明示されるものとする。資機材の供給契約の場合には価格調整の上限が記されるものとするが、土木工事の場合には、そのような上限は設けられないのが普通である。通常の場合 1 年以内に納入される資機材については、価格調整条項はあるべきではない。

< 解説 >

1. 一般的に 1 年を超える工事契約においては、価格調整条項の適用が推奨される。
2. 価格調整付応札価格と固定価格 (fixed (firm) price) の応札価格が混在した場合、評価が困難となるので、これを可能な限り回避するためにも、応札方法を 1 つに統一すること ((i) fixed-price による応札か (ii) 価格調整付 base-price による応札か) が肝要である。なお、fixed-price による応札と定めているにも関わらず価格調整付で応札してきた場合には、(i) 失格とする、または(ii) クラリフィケーションにより失格としない、の二通りの対応がある。但し、(ii) の場合には、既に他の応札者の価格が明らかとなっていることもあり、入札後の実質的な価格変更にあたるものとみなされる可能性もあるので、原則として失格とすべきである。また、入札書類には、価格調

整付の場合には失格となる旨明記しておく必要がある。

第 4.13 条 前渡金

Section 4.13 Advance Payment

< 条文 >

The percentage of the total payment to be made in advance, upon entry into effect of the contract, for mobilization and similar expenses shall be reasonable and specified in the bidding documents. Other advances, such as for materials delivered to the site for use in works, shall also be clearly defined in the bidding documents. The bidding documents shall specify the arrangements for any security required for advance payments.

< 訳文 >

着工準備資金及び同様の資金として、契約発効直後に前払いされる額の契約全体額に対する比率は、妥当な範囲のものとし、入札書類に明記されるものとする。例えば工事のために現場に持ち込まれる資材のための代金のようなその他の前渡金も、入札書類に明確に記載されるものとする。前渡金について保証が要求される場合には、入札書類にその取決めに関して明記されるものとする。

< 解説 >

頭金条項は小額契約を除き適用されることが常であるが、その額は国際慣習に照らし妥当な範囲内とすべきである。なお、その額は、小型契約或いは船舶向け特殊契約等を除き、通常、契約額の 10 ~ 15 % 程度であろう。途上国の企業の中には財務状況が必ずしも万全でないものも多々あるので、工事の進捗をスムーズなものとするためにも、頭金が無いという形は極力避けて、(上述のような)一定額の頭金を要求すべきである。

第 4.14 条 保証、履行保証ボンド及び保留金

Section 4.14 Guarantees, Performance Bonds and Retention Money

< 条文 >

Bidding documents for civil works shall require some form of security to guarantee that the work will be continued until it is completed. This security can be provided either by a bank guarantee or by a performance bond, the amount of which will vary with the type and size of the work, but shall be sufficient to protect the Borrower in the case of default by the Contractor. A portion of this security shall extend sufficiently beyond the date of completion of the works to cover the defects liability or maintenance period up to final acceptance by the Borrower. For such portion of the security extended beyond the date of completion of the works, contracts may provide for a percentage of each periodic payment to be held as retention money until final acceptance. The amount of the security required shall be stated in the bidding documents. In contracts for the supply of goods it is usually preferable to have a percentage of the total payment held as retention money to guarantee performance rather than to have a bank guarantee or bond. The percentage of the total payment to be held as retention money and the conditions for its ultimate payment shall be stipulated in the bidding documents. If, however, a bank guarantee or bond is preferred, it shall be of a reasonable amount.

< 訳文 >

土木工事の入札書類においては、工事の完成を保証するための何らかの保証手段をとるよう要求するものとする。この保証は銀行保証または履行保証ボンドによってなされ、保証の額はその工事の形態と規模によって異なるが、「コントラクター」側の契約不履行の際に借入人を保護するに足るものとする。これらの保証の一部分は、工事完成後借入人が履行証明書を発行するまでの欠陥保証期間またはメンテナンス期間を十分カバーするものとする。工事完成後の期間をカバーする保証の一部については、履行証明書を発行するまでの間、各期間ごとの支払いの一部を保留金として保有することを契約上規定してもよい。保証額は入札書類に規定されるものとする。資機材供給契約の場合には、一般に総支払い額の一定比率を保留金として保有する方が銀行保証またはボンドの形よりも望ましい。保留金として保有される総支払い額の一定比率及びその最終支払い条件は、入札書類に明記されるものとする。しかしながら、銀行保証またはボンドが望ましい場合には、その金額を妥当な額とするものとする。

<解説>

1. 土木工事契約或いは大型機器供給契約においては、サプライヤー/コントラクターによる契約不履行から買主（借入人）を保護するため、銀行保証または履行保証ボンドという形で履行が保証される。本条は借入人保護を目的とするため、借入人作成の入札書類ではほぼ例外なく規定されている。ただしその額（ケースによってその額は大きく異なるが、契約金額の5～15%程度）及び有効期間（通常、工事完了後1年程度）は、国際商慣習に照らし妥当なものとするべきである。
2. 保留金（契約金額の5～10%程度）の解除時期に関しては、契約条件に明確に記述されるべきである。ただし、全部又は一部の保留金は、最終承諾証明書（final acceptance）の発行まで留保され、それは通常工事完了後1年程度である。
3. 銀行保証の場合には、外国銀行の支店が少ない国であるにも関わらず保証する銀行を借入国内の銀行に限定したり、その返却にあたって借入国通貨でのみ返却すると規定すると、外国企業が著しく不利となり公正な競争が阻害されることとなる。従って、この点について留意すべきである。
4. 資機材調達の場合は、契約上の保証期間（warranty period）は引渡し後12ヶ月か輸出港での船積み後18ヶ月が一般的である。2年を越える貿易保険を得ることがかなり困難であることを考慮すると、期間を延長すべき技術的理由がある場合を除き、保証期間は2年より短くすべきである。同様に、土木工事契約においても、瑕疵責任期間（defect liability period）は2年を上回るべきではない。

第 4.15 条 保険

Section 4.15 Insurance

< 条文 >

The bidding documents shall state precisely the types and terms of insurance (e.g. liabilities to be covered and duration of the insurance) to be obtained by the successful bidder.

< 訳文 >

落札者により提供されるべき保険の種類および条件（当該保険がカバーする責任及び期間等）は、入札書類に正確に記載されるものとする。

第 4.16 条 予定損害賠償金条項及びボーナス条項

Section 4.16 Liquidated Damage and Bonus Clauses

< 条文 >

Liquidated damage clauses shall be included in the bidding documents for delays in completion or delivery resulting in extra cost, loss of revenues or loss of other benefits to the Borrower. Provision may also be made for a bonus to be paid to contractors for completion of civil works contracts by or in advance of times specified in the contract, when such earlier completion will be of benefit to the Borrower.

< 訳文 >

工事完成時期または納入時期の遅延により借入人が追加費用、収入減またはその他の利益の喪失を被った場合に備え、予定損害賠償条項が入札書類に記されるものとする。また、土木工事が契約書中に明記された期日またはそれ以前に完成し、そのような早期完成により借入人が利益を得る場合には、当該請負業者に対してボーナスを支払う旨の規定を設けてもよい。

< 解説 >

1. 損害賠償金の比率は、1日あたりの遅れにつき契約額の0.1%程度、一週間あたりの遅れにつき0.5%程度、総額の上限は5～10%程度とすべきである。
2. 損害賠償金は通常は履行保証ボンドから差し引かれるが、時には保留金なりその後の出来高から相殺して差し引かれる (offset) 場合もある。更には、当該金額を別途直接支払う場合もありうる。
3. 契約者が厳格にスケジュールを遵守することを企図して、完成または引渡し遅延による損害賠償金の上限を設定しないというのは受け入れられない。そのような要求は応札者に対し不合理に高いリスクを負わせるものである。

第 4.17 条 不可抗力

Section 4.17 Force Majeure

< 条文 >

The conditions of contract included in the bidding documents shall, when appropriate, contain clauses stipulating that failure on the part of the parties to perform their obligations under the contract will not be considered a default under the contract if such failure is the result of force majeure as defined in the conditions of contract.

< 訳文 >

適当と認められる場合には、当事者のいずれかが契約条件に定められた不可抗力の結果により契約義務不履行に陥った場合、これを契約上の不履行とみなさない旨の規定を、入札書類中の契約条件の中に設けるものとする。

第 4.18 条 使用言語

Section 4.18 Language

< 条文 >

Bidding documents should be prepared in English. If another language is used in the bidding documents, a full English text shall be incorporated in those documents and it shall be specified which is governing.

< 訳文 >

入札書類は英語で作成されるべきである。他の言語が用いられる場合は、英語による全訳を入札書類に添付するものとし、かつどちらが正本として優先されるのか明記されるものとする。

< 解説 >

1. 入札の目的の一つは、可能な限り広く競争を確保することによりコストの最小化を図る点にあり、その意味において英語の使用が必要である。時に、英語と現地語の両方の言語での応札を求めようとする例もあるが、他国の応札者にとって不利となる（現地語での文書作成コストがかかる）手続きであることから、原則として認められるべきではない。
2. 同様に、応札も英語でなされるべきである。英語以外の言語での応札を認めても差し支えないが、その場合においても、応札者は英語の使用も併せ認められるべきである。借入人は銀行の確認と同意のために十分な情報を英語で提供する責任を負うことになっている。
3. 契約書も英語で作成されるべきである。ただ、応札者間の非差別性が調達手続きの中で確保されるのであれば、その他の言語での契約書作成も認めうる。その場合、借入人は責任者による署名がなされた契約書の英語版コピーを作成する必要はないものの、銀行の確認と同意のために十分な情報を英語で提供しなければならない。

第 4.19 条 紛争解決

Section 4.19 Settlement of Disputes

< 条文 >

Provisions dealing with the settlement of disputes shall be included in the conditions of contract. It is advisable that the provision be based on the "Rules of Conciliation and Arbitration" prepared by the International Chamber of Commerce.

< 訳文 >

契約条件の中に、紛争解決に関する規定が設けられるものとする。この規定は国際商業会議所によって作成された「調停と仲裁の規則」に基づいていることが望ましい。

第 4.20 条 準拠法

Section 4.20 Applicable Laws

< 条文 >

The contract shall stipulate which laws shall govern its interpretation and performance.

< 訳文 >

契約書には、その解釈と履行に関して適用される法律を規定するものとする。

D. 開札、入札評価及び落札者決定

D. Opening of Bids, Evaluation and Award of Contract

第 5.01 条 入札募集から入札までの期間

Section 5.01 Time Interval between Invitation and Submission of Bids

< 条文 >

The time allowed for preparation and submission of bids shall be determined with due consideration of the particular circumstances of the project and the size and complexity of the contract. Generally, not less than 45 days shall be allowed for international bidding. Where large civil works or complex items of equipment are involved, generally not less than 90 days shall be allowed to enable prospective bidders to conduct investigations at the site before submitting their bids.

< 訳文 >

入札の準備及び応募のために与えられる期間は、当該事業の個別状況、契約の規模及び複雑さに適切な配慮をした上で定められるものとする。国際入札においては通常、45 日間以上の期間が与えられるものとする。大規模な土木工事または複雑な機器が含まれている場合には、入札予定者が応募に先立って現場調査をする機会を与えるため、この期間は通常 90 日以上とするものとする。

< 解説 >

1. 入札募集より提出締切り日までの時間を十分とることは極めて重要である。これは、単に、より広い競争を行わせしめる目的（及びコストの最小化）から必要であるというのみならず、応札準備のための十分な時間を与えることで応札者は入札書類を精査し、十分検討された応札札を準備することが可能となるからである。このことは、例えば多くの照会（clarification）、評価上の混乱や恣意的な評価、またはその他のやっかいな状況など、その後の問題の回避に繋がる。十分な準備期間を経て作成された質の高い応札を得ることは、結果として、長期的には、調達手続き全体の期間短縮に繋がるということが強調されるべきである。
2. 本条において定める期間（一般的な契約は 45 日以上、大型土木工事契約は 90 日以上）の根拠として、機器契約に 1～2 ヶ月必要であること、また大型土木工事契約には現場調査の必要もあり最低 3～4 ヶ月が必要であることが挙げられる。しかしながら、契約の大きさや複雑性、プロジェクト現場、緊急性の度合い等によりこの期間は

大きく左右されるため、本条の適用にはある程度の柔軟性を持たせても良い。

第 5.02 条 開札に関する手続

Section 5.02 Procedures relating to Opening of Bids

< 条文 >

The date, hour and place for the latest receipt of bids and for the opening of bids shall be announced in the invitations to bid and all bids shall be opened publicly at the stipulated time and place. Bids received after this time shall be returned unopened. The name of the bidder and total amount of each bid and of any alternative bids, if such have been requested or permitted, shall be read aloud and recorded when opened. This record shall be confirmed and signed by all bidders or their representatives present at opening of bids, and a copy of this record shall be promptly sent to the BANK.

< 訳文 >

入札締切と開札の日時及び場所は入札募集書に記載されるものとし、すべての入札は、あらかじめ定められた時間と場所で公開による開札が行われるものとする。この時点以後に受理した入札は開かずに返却されるものとする。入札者名と入札金額、及び代替案提出が求められているか許可されている場合には代替案も、開札時に読み上げられた上記録されるものとする。この記録は開札に出席したすべての入札者またはその代表者が署名するものとし、記録の写しはすみやかに銀行に送付されるものとする。

< 解説 >

- 1 . 恣意的落札を避け、公衆の面前で公平な決定を行うため、本条に定める公開開札を守るべきである。
- 2 . 開札の時間は、応札締め切りと同時に、あるいはその直後とする。
- 3 . 二札方式の場合、価格札は技術札の評価後に開札されるが、これも公開で行なわれるものとする。当然のことであるが、技術札で失格となった応札者の価格札は開かずに応札者に返却されるべきである。

第 5.03 条 入札内容の明確化及び変更

Section 5.03 Clarification or Alteration of Bids

< 条文 >

Except as otherwise provided in Section 5.10 of these Guidelines, no bidder shall be requested or permitted to alter his bid after the bids have been opened. Only clarifications not changing the substance of the bid are acceptable. The Borrower may ask any bidder for a clarification of the bid, but shall not ask any bidder to change the substance or price of the bid.

< 訳文 >

本ガイドラインの第 5.10 条に規定されている場合を除いては、いかなる入札者も開札後、その入札内容を変更することを要求されないものとし、また変更することを認められないものとする。その主要内容を変えずに内容の明確化を行うことだけが認められる。借入人は入札者にその入札内容の明確化を求めてもよいが、主要内容や金額の変更要求は行わないものとする。

< 解説 >

- 1 . 当然のことながら、如何なる応札者も、単なる照会 (clarifications) を除きその応札内容を変更することはできず、また、借入人も、開札後は、応札者に対し価格や応札内容の変更を求めることはできない。
- 2 . 照会要請と応札者からの回答は書面をもって行なうものとする。照会のプロセスを公正かつ効果的に行なうため、応札者には照会要請に回答するための合理的な時間が与えられるものとする。
- 3 . 基本的に、入札評価において照会が必要か否かは借入人の裁量である。しかしながら、その裁量は借入人が恣意的に応札を扱ってよいということを意味するものではない。借入人は結果の評価と同様に照会の実施においても公平性を保つものとする。

第 5.04 条 手続きの非公開性

Section 5.04 Process to be Confidential

< 条文 >

Except as may be required by law, no information relating to the examination, clarification and evaluation of bids and recommendations concerning awards shall be communicated after the public opening of bids to any persons not officially concerned with this process until a contract has been awarded to a bidder.

< 訳文 >

法律により要求された場合を除き、入札内容の審査、明確化及び評価に関する情報、また落札決定に関する推薦のいずれについても、開札後、契約の落札が行われるまでは、これらの手続きに正式に関与していないものに対して公開されないものとする。

< 解説 >

手続きの非公開性は、借入人および銀行が、明示的であれ暗示的であれ、不適當な（外部からの）介入を回避するうえで非常に重要である。

第 5.05 条 入札内容の審査

Section 5.05 Examination of Bids

< 条文 >

Following the opening of bids, it shall be ascertained whether material errors in computation have been made in the bids, whether the bids are substantially responsive to the bidding documents, whether the required securities have been provided, whether documents have been properly signed and whether the bids are otherwise generally in order. If a bid does not substantially conform to the specifications, or contains inadmissible reservations or is otherwise not substantially responsive to the bidding documents, it shall be rejected. A technical analysis shall then be made to evaluate each responsive bid and to enable bids to be compared.

< 訳文 >

開札後、入札内容に重大な計算間違いがないか、入札書類の条件に実質的に合致しているか、要求されている保証が提供されているか、署名は正当にされているか、入札はその他の面において一般に適切かどうかにつき各々確認されるものとする。もし、入札内容が仕様の要求に十分合致していなかったり、承認しがたい留保条件を付していたり、または他の点で入札書類の内容に合致していない場合には、そうした入札は排除されるものとする。こうした審査の後、これらの条件をみたした各入札の評価と比較のために、技術的検討がなされるものとする。

< 解説 >

審査の対象となる事項は、形式面に関し、例えば計算上のミスの有無、入札書類で要求している仕様との整合性、適切なサインの有無、入札保証金の有無等である。

開札後、応札内容をチェックし、その結果、上記要件からの逸脱がある場合、あるいは大幅な不一致がある場合には、入札の基本ルールに照らし当該応札は排除されるべきである。もちろん、発注者たる借入人が、当該逸脱が許容範囲か否かを判断するべきである。しかしコンサルタントと借入人の意見が相違する場合は、十分慎重に対処する必要がある。

第 5.06 条 入札内容の評価と比較

Section 5.06 Evaluation and Comparison of Bids

< 条文 >

(a) The purpose of bid evaluation is to compare bids which conform to the technical specifications and are responsive to the bidding documents on the basis of their evaluated cost. Among the bids which conform to the technical specifications, the bid with the lowest evaluated cost, not necessarily the lowest submitted price, shall be selected for award. Even when there has been prequalification of bidders, technical factors shall be given their full importance when evaluating bids.

(b) Bid evaluation shall be consistent with the terms and conditions set forth in the bidding documents. The bidding documents shall specify, in addition to provisions for adjustment of a bid price to correct any errors in computation, the relevant factors to be considered in bid evaluation and the manner in which they will be applied for the purpose of determining the lowest evaluated bid. Factors which may be taken into consideration include, inter alia, the cost of inland transport to the project site, the payment schedule, the time of completion of construction or delivery, the operating costs, the efficiency and compatibility of the equipment, the availability of service and spare parts, the reliability of the quality control methods (including construction methods) proposed, safety, environmental benefits, and minor deviations, if any. To the extent practicable, factors other than price shall be expressed in monetary terms according to criteria specified in the bidding documents, or given a relative weight in accordance with the evaluation provisions in the bidding documents. Provisions for price adjustment included in a bid shall not be taken into consideration.

(c) For the purposes of evaluation and comparison of bids for the supply of goods to be procured on the basis of international bidding:

(i) Bidders will be required to state in their bids the c.i. f. port of entry price for imported goods or the ex-factory price of other goods offered in the bid;

(ii) Customs duties and other import taxes levied in connection with the importation or sales and similar taxes levied in connection with the sale or delivery of goods pursuant to a bid shall not be taken into account in the evaluation of that bid; and

(iii) The cost of inland freight and other expenditures incidental to the transportation and delivery of the goods to the place of their use or installation for the purposes of the project shall be included, if this is specified in the bidding

documents.

(d) Where contractors are responsible for all duties, taxes and other levies under civil works contracts, bidders shall take these factors into account in preparing their bids. The evaluation and comparison of bids shall be on this basis.

(e) Any procedure under which bids above or below a predetermined bid value assessment are automatically disqualified is not permitted.

< 訳文 >

(a) 入札評価の目的は、技術仕様を満たし、入札書類に合致している入札を評価価格をベースに比較するものであり、技術仕様を満たす入札のうち、必ずしも最低提示価格札ではなく、最低評価価格札（下記(b)参照）に落札されるものとする。入札者の事前資格審査を実施したとしても、入札評価における技術要素の重要性については変わりがないものとする。

(b) 入札評価は、入札書類に記された条件と一致するものとする。入札書類には、計算上の誤差訂正のための入札価格の調整条項に加え、最低評価価格札を決定するために、入札評価に際して考慮すべき関連要素、ならびにそれらの要素がどのように適用されるかが、明記されるものとする。考慮対象となりうる要素としては、とりわけ、プロジェクト現場までの内地輸送コスト、支払いスケジュール、建設または引渡しの完了時期、稼動コスト、機器の効率及び適合性、サービス及びスペアパーツの確保、（建設方法も含めた）提案されている品質管理方法の信頼性、安全性、環境面での便益、及び契約の本質に関わらない逸脱が含まれる。非価格要素は、實際上可能な限り、入札書類に規定されたクライテリアに基づき、金額に換算して表示されるか、入札書類中の評価規定に従い相対的比重（ウェイト）が与えられるものとする。入札に含まれた価格調整条項は、考慮しないものとする。

(c) 国際入札に基づいて調達される資機材の供給について、入札評価及び比較を行う際には、以下が適用される。

(i) 入札者はその入札の中に、当該入札において提供される資機材につき、輸入資機材の場合には通関港渡し CIF 価格、その他の資機材の場合には工場渡し価格、の記載を要求される。

(ii) 輸入の際に課される関税及びその他の輸入税、または、入札関連資機材の売却もしくは引渡しに関連して課される販売税及びこれに類する税は、入札評価の際には考慮の対象とされないものとする。

(iii) プロジェクトのための使用地または設置場所への資機材の輸送、及び引渡しに伴う内地輸送コストその他の費用は、入札書類に規定されているのであれば含まれるものとする。

(d) 土木工事契約において、関税、税金及びその他の賦課金をすべて請負業者が負担する場合、入札者はこれらの要素を考慮に入れて入札の準備を行うものとする。またそのような場合は、入札評価と比較もこの基準に則して行われるものとする。

(e) あらかじめ定められた査定入札価格より高額または低額の入札は自動的に失格とする手続きは、いかなるものであっても認められない。

< 解説 >

1. 評価にあたっては、単なる価格のみならず、他の要素、例えば支払スケジュール、建設ないし引き渡し完了までの時間、サービスや部品の確保の他、プラント等の消費（エネルギー）効率等の要素をも勘案する。こうした非価格要素は、あらかじめ定められた評価基準に基づき、金額に数量化して、或いは点数制により評価されるべきである。
2. 「最低評価価格札」の語句からも明らかなように、極めて単純な品目の場合を除き、落札は、上記のような種々の要素を総合的に勘案した結果、ベストと判断された応札に対してなされるべきものであって、価格面のみでの一番札（「表面価格」上での一番札）が落札となるとは限らない。
3. 借入人によっては、自国業者育成（ないし優遇）等の観点より、入札比較にあたっていわゆる国内企業優遇措置（借入れ国国内企業優遇の考えの下、国内企業落札のため、外国企業の応札額に関税分等の一定比率分を上乗せする）を採用したい旨の要求がなされることがあるが、円借款の場合は認められていない。また、応札時に一定以上の国産品比率を求める、または国産品比率の明示を求める等、間接的な自国業者優遇措置に留意すべきである。
4. 項目（ロット）（item (lot)）ベースの応札が入札書類において明示的に許された入札（いわゆる partial bid）において、（i）各 item の最低価格を合計した額（複数応札者からの調達）と、（ii）全 item を 1 グループとする額（同一応札者からの調達）が異なる場合（特に、前者 < 後者の場合）の入札価格に関しては、合理的で適正な評価（各 item 間の技術的関連性等）がなされている限り、前者の結論であっても特に問題ではない。
5. 価格調整条項（いわゆるエスカレーション条項・本ガイドライン第 4.12 条、各項参照）の内容を評価にあたって如何に勘案すべきか問題となる。原則として、エスカレーション内容は評価対象に含まれないものとする。これは、エスカレーション部分に関し同一基準での比較は不可能（第 4.12 条でいう “specific formulae” が特定化されていても、その算定にあたってのベースが異なれば [例、機器調達の場合、応札者国が異なれば、例えば物価変動率等は当然異なる]、同一基準での比較は不可能）であり、故にエスカレーション部分が評価段階では具体的数値として確定不可能だからである。
6. (d) の土木工事契約の場合、(c) (ii) の場合と異なった税金の取り扱いを認めているのは、土木工事の場合も税金を除外して考えるのが理想的であるが、かかる税金は国、現場の立地、さらに企業の所在地、工事のタイプにより大きく異なるため、これを各

入札ごとに税を除外して算定していくことが事実上不可能であるとの判断に基づくものである。

- 7 . 総合評価方式とは、価格要素と非価格要素に（相対的）配点が与えられ、最も高い合計点を取得した応札者が選ばれるという方法である。円借款事業においては、総合評価方式は原則として受け入れられない。価格要素と非価格要素の間での配点割当てにつき確立した方法がないため、主観的な評価が不可避だからである。本ガイドラインでは、借入人に対し明確な技術仕様を定め、技術スペックに合致した応札につき評価価格で比較することを求めており、総合評価方式はこの要求に合致しないものである。
- 8 . 入札は、輸入製品については陸揚港までの CIF 価格、それ以外の品目は ex-factory（EXW：工場渡し）価格に基づいて評価されるべきである。「資機材（goods）」は最終製品を指し、「ex-factory 価格」とは工場出荷時の最終製品価格を意味する。国内製品について、これを製造するために使用される原材料の輸入に課せられる関税を控除することは、輸入製品についても製造国において原材料の輸入に同様の関税が課せられていることから、認められない。
- 9 . 資機材・役務の提供に係る応札において大幅に不均衡な（不合理に高い／安い）単価（unbalanced unit price）が含まれている場合には、借入人は評価結果を決定する前に、業務の適切な遂行を確保するため、応札者に対して照会を行い、その回答を受領すべきである。もし借入人に適切な理由があれば、落札者に対して履行保証について合理的な増額を求めることができる。
- 10 . 入札準備中に行われる応札者の工場検査は、借入人が検査にかかる費用全てを負担することを前提に認めうる。

第 5.07 条 入札者の事後資格審査

Section 5.07 Postqualification of Bidders

< 条文 >

If there has been no prequalification of bidders, the Borrower shall determine whether the bidder whose bid has been evaluated the lowest has the capability and resources to carry out the contract concerned effectively.

The criteria to be met shall be set out in the bidding documents and if the bidder does not meet them, the bid shall be rejected. In such an event, the Borrower shall then make a similar decision regarding the next-lowest evaluated bidder.

< 訳文 >

入札者の事前資格審査がない場合には、借入人は、入札の評価価格が最低であった入札者に関し、当該契約を有効に遂行する能力と資源を有するか否かを判定するものとする。満たされるべきクライテリアは入札書類中に記載されるものとし、入札者がこのクライテリアを満たしていない場合は、その入札は拒否されるものとする。この場合には、借入人は評価価格が 2 番目に低い入札者に関し、同様の判定をするものとする。

< 解説 >

- 1 . 事後資格審査では、最低評価価格札を提出した応札者、サプライヤー、またはコントラクターが、契約を遂行しうるだけの能力(capability and capacity)を有していることを確認する。
- 2 . 事後資格審査は、小額の資機材調達及び小規模土木工事契約に適している。
- 3 . 事後資格審査における評価を容易にするため、入札書類において P/Q と同様の質問状と評価基準を記載しておくべきである。

第 5.08 条 評価報告書

Section 5.08 Evaluation Report

< 条文 >

A detailed report on the evaluation and comparison of bids setting forth the specific reasons on which determination of the lowest evaluated bid was based shall be prepared by the Borrower or its consultants.

< 訳文 >

最低評価価格札を決定した基礎となった明確な理由を述べた、入札評価と比較に関する詳細な報告書が、借入人または借入人のコンサルタントにより作成されるものとする。

第 5.09 条 契約の落札

Section 5.09 Award of Contract

< 条文 >

The contract is to be awarded to the bidder whose bid has been determined to be the lowest evaluated bid and who meets the appropriate standards of capability and financial resources. A bidder shall not be required as a condition of award to undertake responsibilities or work not stipulated in the specifications or to modify the bid.

< 訳文 >

契約の落札は、その入札が最低評価価格札と判断され、かつ適切な能力と財源を有している入札者に対してなされる。入札者は、落札の条件として、仕様書に規定されていない責任及び業務を引き受けること、またはその入札を変更することを要求されないものとする。

< 解説 >

- 1 . 落札に係わる通知は、Notice of Award, Letter of Intent 或いは Letter of Acceptance 等の表示形態を以ってなされるが、いずれの形態・方法であろうと、かかる通知を企業が受け取ったならば、契約は当該時点で当事者間に成立したものと一般的には解される。(注意：落札通知は、入札評価結果の通知でもなければ、1 番札応札者との契約交渉の招請でもない。) 価格交渉に関しては、入札の本来の趣旨及び応札者の利益保護の観点から認められない。
- 2 . 借入人は、入札有効期限の延長が必要とならないよう、当初の期限内に入札評価と落札通知の発出を、完了するものとする。期限内に落札通知を発出するために、借入人は現実的なスケジュール策定とその管理に十分注意を払い、円滑・効率的な調達を効果的に実現するべきである。
- 3 . 上記 2 . にも拘わらず、もし例外的な事情でやむを得なければ、借入人は応札者に対し入札有効期限の延長を求めることができる。しかしながら、大幅な期限延長が必要となる場合には、価格変動のリスクから応札者を保護するため、客観的な価格調整式など一定のリスク軽減措置を講ずることが推奨される。加えて、単に応札者のリスク軽減のみならず、公平・透明な手続きを確保するため、その価格調整式を期限延長申請の中に明記すべきである。

4 . 契約構成要素の例を挙げると以下のとおりである。

- ・ Contract Agreement
- ・ Letter of Acceptance
- ・ Bid and Appendix to Bid
- ・ Conditions of Contract
- ・ Specifications
- ・ Drawings
- ・ Bill of Quantities

5 . J/V が落札した場合、J/V は契約全体の実施につき「連帯して（全体に）」責任を負っているので、ロットを分割しそれぞれの構成企業に個別に分割された部分の契約を行なわせることは認められない。

第 5.10 条 入札の拒否

Section 5.10 Rejection of Bids

< 条文 >

Bidding documents usually provide that the Borrower may reject all bids. However, all bids shall not be rejected and new bids invited on the same specifications solely for the purpose of obtaining lower prices in the new bids, except in cases where the lowest evaluated bid exceeds the cost estimates by a substantial amount. Rejection of all bids may also be justified when (a) no bid is substantially responsive to the bidding documents or (b) there is a lack of competition. If all bids are rejected, the Borrower shall review factors that made such rejection necessary and consider either revision of the specifications or modification of the project (or the amounts of work or items in the original invitation to bid), or both, before inviting new bids. Where exceptional circumstances justify this, the Borrower may, as an alternative to rebidding, negotiate with the lowest evaluated bidder (or, failing a satisfactory result of such negotiation, with the next-lowest evaluated bidder) to try to obtain a satisfactory contract.

< 訳文 >

入札書類には、通常借入人がいかなる入札も拒否しうる旨定められている。しかしながら、最低評価価格札の価格が借入人側の見込額を大幅に上回る場合を除いては、さらに低い価格の入札を得ることのみを理由として、全入札を拒否した上で当初と同じ仕様に基づく新たな入札を行わないものとする。また、全入札の拒否は、(a)全入札が実質的に入札書類に合致していない場合、(b)競争が欠如している場合、にも正当化され得る。すべての入札が拒否された場合には、再入札の前に、借入人は当該拒否が必要となった理由を検討し、仕様の変更またはプロジェクトの変更（または、当初の入札募集における対象工事、資材の量の変更）またはその両方を考慮するものとする。借入人は特別な状況においては、再入札をする代わりに、最低評価価格入札者（または、当該交渉が満足する結果を生まなかった際は次の最低評価価格入札者）と交渉して満足しうる契約を結ぶよう努めてもよい。

< 解説 >

1. 入札プロセスを通じ競争が確保されている限り、入札価格はあくまで「市場価格」と考えられるため、本条の適用は他の代替手段がない場合に限り認められるべきものである。
2. 借入人は次の場合、すべての入札を拒否できる：(i) どの応札も clarification によ

る調整で借入人側の要求（仕様等）を満たし得るレベルにない場合、（ii）応札が一人しかなく実質的な競争が存在していない場合、または（iii）最低応札価格が借入人側の見込額を大幅に上回った場合（この場合における見込額とは、借入人側が一方的に決定する法外に低い額ではなく、借款額積算、詳細設計の結果、またはその他適切な価格見積り方法によって銀行と合理的に合意した額とすべきである）。換言すると、単により低い価格を得るためのみに再入札を行ってはならない。本条の趣旨は、借入人が、さらなる価格引下げを期待して徒に再入札を繰り返すことにより、入札の意味がなくなることを防ぐことにあり、借入人が、上記の理由以外の正当な理由により、再入札を行うことを禁じるものではない。再入札を認め得る「正当な理由」については、ケースバイケースで判断すべきである。例えば、借入人に瑕疵が認められないにも関わらず、入札が公正・正当に行われたとは銀行として認め得ず、借入人が不利益を被る場合（例：コンサルタントとコントラクターとの間の中立性に関連し、コンサルタント契約上、コンサルタントの履歴にコントラクターとの関係が明示されておらず、当該関係を借入人が認識しないまま当該企業が入札に参加し「最低評価価格札」を提出した場合）等が考えられる。

3. 上記2.（ii）に関連し、いわゆる single bid は、入札の結果として生じたものであって、随意契約とは性質上異なる（応札者は応札時点で single bid となることを知り得ず、競争が成立したとみなし得る）ため、借入人はその応札者に落札しうる。
4. また、緊急性の観点から再入札に係わる時間の節約を目的とした、最低評価価格応札者との価格交渉（同交渉不成立の場合には第二位応札者と交渉）によって契約合意に至らんとする方策に関しては、それが前記（iii）に当てはまり、かつ入札の基本原則の観点から問題ないと判断される場合のみ容認されうる（銀行との事前協議が必要）。
5. 入札の拒否にかかる手続きと留意点は次の通りである。

借入人は、入札評価結果にその後の方針（最低評価価格応札者との交渉か再入札か）とその理由を併せて記載したものを銀行に提出し、銀行の検討と同意を得るものとする。

借入人が最低評価価格応札者と交渉を行なう場合、価格の変更は当初入札書類等に定められていた仕様、事業内容、業務量、品目等における相応の見直しを伴うべきである。しかしながら、大幅な事業スコープの削減や契約書の変更には、再入札が必要となりうる。

最低評価価格応札者との交渉を選んだものの満足いく結果に至らなかった場合には、借入人は次点の応札者との交渉に入る前に、速やかに当該応札者に交渉結果を書面で通知すべきである。加えて、借入人は次の交渉に入る前に、最初の交渉の結

果につき銀行と協議すべきである。

ANNEX FACTORS TO BE EVALUATED IN PREQUALIFICATION (SAMPLE)

- The prequalification process is intended to prequalify Contractors with regard to the capabilities described below in advance of bidding so that invitations to bid are extended only to those who have the requisite technical and financial capability. The Borrower reserves the right to waive minor deviations, if they do not materially affect the capability of an applicant to perform the contract satisfactorily. Subcontractors' experience and resources shall not be taken into account in determining the Applicant's compliance with the qualifying criteria ¹.
- This sample only gives examples of the factors to be evaluated in prequalification documents. The sample will require adaptation to a greater or lesser degree in actually preparing the prequalification documents, taking account of the scale and nature of the contract.
- The weight given to each of the following factors is to be determined on a project by project basis.

1 . General Experience

The Applicant will submit the following information:

- Average annual turnover over the last __ years. The minimum requirement is \$____².
- Successful experience as prime Contractor in the execution of projects of a nature and complexity comparable to the proposed contract. The execution of at least____ projects within the last ___years is required ³. Experience of execution of a project of a comparable nature and complexity refers to the execution of more than (e.g. One million cubic meters of rock placed in rockfill dams in one year)⁴.
- Letters of reference from past customers, together with the contact address, etc., of each customer, in order to show past performance in the execution of projects of a comparable nature and complexity.
- Experience of project execution in the country concerned and of project execution abroad in similar countries will be taken into consideration when evaluating an Applicant's experience and capability.

2 . Personnel Capabilities

- The Applicant must have suitably qualified personnel to fill the following positions. The Applicant will supply information on a prime candidate and an alternate for each of the following positions, both of whom should meet the experience requirements specified below.

	Total experience (years)	In similar works (years)	As managers of similar works (years)
Project manager			
Other position			

(List only key management and specialist positions.)

3 . Equipment Capabilities

- The Applicant should own, or have assured access to, the following key items of equipment in full working order, and should demonstrate that they will be available for use in the proposed contract. The Applicant may also list alternative equipment which he would propose for the Contract, together with an explanation of the proposal.

Equipment type and characteristics	Minimum number required
1 .	
2 .	

(This section applies mainly to construction works or contracts requiring production capacity. The items listed should be limited to major items of equipment crucial to the proper and timely execution of the contract, and which applicants may not readily be able to purchase, hire, or lease in the required time-frame.)

4 . Financial Position

- (1)The Applicant should demonstrate that he has access to, or has available, liquid assets, unencumbered real assets, lines of credit, and other financial means sufficient to meet the construction cash flow for a period of __ months, estimated at US\$ __ equivalent, net of the Applicant's commitments for other contracts ⁵.
- (2)The Applicant should submit the audited balance sheets for the last five years and demonstrate the soundness of its financial position. Where necessary, the Borrower will make inquiries of the Applicant's bankers.

5 . Litigation History

- The Applicant is to provide accurate information on any litigation or arbitration resulting from contracts completed or under execution by him over the last years. A consistent history of awards against the Applicant or any partner of a joint venture may result in failure of the application.

6 . In the Case of a Joint Venture

- (1) The lead partner should meet not less than ___ % of all the qualifying criteria given in paragraphs 1 and 4(1) above ⁶.
 - (2) The other partners should meet not less than __ % of all the qualifying criteria given in paragraphs 1 and 4(1) above ⁷.
 - (3) The joint venture should satisfy collectively the criteria of paragraphs 2, 3, and 4(1), for which purpose the relevant figures for each of the partners shall be added together to arrive at the joint venture's total capability. Individual members should each satisfy the requirements of paragraphs 4(2) and 5.
- The formation of a joint venture after prequalification, and any change in a prequalified joint venture, will be subject to the written approval of the Borrower prior to the deadline for submission of bids. Such approval may be denied, if (i) as a result of the change in a prequalified joint venture, any of its partners individually or collectively does not meet the qualifying requirements or (ii) in the opinion of the Borrower, a substantial reduction in competition may result.

¹ Subcontractors' experience and resources may be considered, however, when they perform essential work under the supervision of the main contractor(s).

² Usually not less than five times the estimated annual cash flow in the proposed contract or works.
The coefficient may be smaller for large contracts.

³ It is essential to ensure that the criteria are drawn up in accordance with the realistic needs of the project. Execution of three projects over a period of five years may be required for normal projects, and over a period of ten years for large-scale projects. For projects of a special nature, the criteria are to be established on a case-by-case basis.

⁴ For example, indicate an annual production rate for the key construction activity. The annual rate should be a percentage (e.g. 80%) of the expected peak rate of construction for the key activity.

⁵ Calculate the cash flow for a number of months, determined as the total time needed by the Borrower to pay a contractor's invoice after the invoice has been issued.

⁶Except for very large projects, the appropriate percentage should be not less than 40%.

⁷Except for very large projects, the appropriate percentage should be not less than 25%.

< 訳文 >

別添 事前資格審査評価項目(例)

- ・事前資格審査は、技術的・財務的に能力を有する業者だけに入札参加の募集が行われるよう、入札に先立ち、以下の項目について「コントラクター」の能力を審査するものである。応募者が契約を満実に遂行する能力に実質的に影響を与えない場合には、借入人は、子細な基準の逸脱を問題としない権利を有している。応募者が事前資格審査クライテリアを満たしているかの判断に当たっては、サブコントラクターの経験、資産等は考慮されないものとする¹。
- ・この例は、事前資格審査書類における評価項目のみを例示したものである。実際の事前資格審査書類の準備・作成に当たっては、個々の契約の規模・性格を考慮した上で、この例を適宜変更することが求められる。
- ・以下の各項目に割り当てられるウェイト（配点）は個々のプロジェクトにより適宜決定される。

1. 一般的な経験

応募者は、以下の点の実績を提出する。

- ・過去__年間の平均年間総売上高（turnover）。\$_____以上であることが必要である²。
- ・プライムコントラクターとしての、本契約と同程度の性格及び内容を有する事業を実施した経験。過去__年間に少なくとも__つの事業を実施していることが求められる³。同程度の性格及び内容を有する事業の経験とは、（例：ロッキルダムにおいて1年間に100万立方メートルの業務を実施したこと）⁴を意味する。
- ・過去の同程度の性格・内容を有する事業におけるパフォーマンスを示すため、コンタクトアドレス等を付した過去の契約における発注者からのレファレンスレター。
- ・応募者の経験、能力の評価においては、当該国での事業実施経験または類似した国での海外事業経験が考慮される。

2. 人員面の能力

- ・応募者は、以下のポジションについて、適切な資格を有する人員を配置しなければならず、それぞれ以下の経験を有する第一候補者とその代替候補者についての情報を提出する。

	総経験（年）	類似事業における経験（年）	類似事業のマネージャーとしての経験（年）
プロジェクトマネージャー 他のポジション			

（キーとなるマネジメント及びスペシャリストのポジションだけとする。）

3. 機器面の能力

- ・応募者は、十分に機能する以下の機器を所有しているか、またはかかる機器に確実なアクセスを有しているべきであり、かつ、本契約において使用できることを示すべきである。また、応募者は、本契約のための代替機器を列挙してもよい。

機器のタイプと特徴	最小必要数
1 .	
2 .	

(本項目は、主として建設工事、または生産能力が必要な事業において適用される。列挙される機器は、限られた期間内での購入、賃貸リース等が困難であり、かつ事業実施には不可欠の主要な設備に限定すべきである。)

4. 財務状況

- (1) 応募者は、当該契約以外の契約を除いて(ネットで)、\$(金額)相当と見込まれる(期間)分の工事のためのキャッシュフローを満たすだけの、流動資産、(抵当等に入っていない)不動産、信用供与、他の財務手段があることを示すべきである⁵。
- (2) 応募者は、過去5年間の監査済みの貸借対照表を提出し、財務の健全性について示すべきである。必要に応じ、借入人は応募者の関連銀行に照会する。

5. 訴訟歴

- ・応募者は、過去__年間の、実施済または遂行中の契約から発生した訴訟、仲裁に関する正確な情報を提供する。応募者またはジョイント・ベンチャー(J/V)のパートナーに反する裁定が度重ねられている場合には、応募が失格となることがある。

6. ジョイント・ベンチャー(J/V)の場合

- (1) 中心企業(リード・パートナー)は、上記1.及び4.(1)に与えられたクライテリアの少なくとも__%を満たすべきである⁶。
 - (2) 他の企業は、上記1.及び4.(1)に与えられたすべてのクライテリアの少なくとも__%を満たすべきである⁷。
 - (3) J/Vは、パートナーのそれぞれの数値を、J/Vの総合能力をみるために合計し、全体として、2.3.4.(1)のクライテリアを満たすものとする。また、個々のパートナーは、それぞれ4.(2)と5.の要件を満たすべきである。
- ・事前資格審査後のJ/Vの形成及び適格となったJ/Vのパートナー変更を行う場合、入札締め切りの前に借入人の書面による承認を得ることが必要である。(i)適格となったJ/Vのパートナー変更により、個々のパートナーまたは全体として要件を満た

さなくなる場合、または、(ii)著しい競争力の低下となると借入人が判断した場合には、かかる承認は与えられない。

- ¹メインコントラクターの監督の下、実質的な業務をサブコントラクターが実施する場合には、サブコントラクターの経験、資産は考慮され得る。
- ²通常、本契約における年間のキャッシュフローの見積もりの5倍以上とする。係数は、大規模な契約においては小さくなりうる。
- ³個々の事業における現実的なクライテリアを設定することが必要である。通常の事業においては、5年間に3件、大規模事業の場合には10年間に3件の経験が求められ得る。特殊な事業の場合、クライテリアは、ケースバイケースで決められる。
- ⁴例えば、キーとなる建設工事での年間の生産量を指示する。この生産量は、キーとなる建設工事での推定ピーク量に対する割合（例：80%）とすべきである。
- ⁵インボイスの提出から借入人が支払いを行うまでに必要な期間におけるキャッシュフローを計算する。
- ⁶非常に大規模な事業を除き、40%以上とすることが適当である。
- ⁷非常に大規模な事業を除き、25%以上とすることが適当である。

< 解説 >

1. 本サンプルはあくまで評価項目の例であり、実際の P/Q 実施に当たっては、個々の調達内容に応じ適宜項目を修正すべきである。
2. P/Q 評価の段階で、借入人側がこれら項目に関する解釈を広げたり、基準を緩めたりすることも散見されるが、これは受け入れられない。非差別の原則及び質の重視に念頭に置きつつ、P/Q 書類に定める基準を厳格に遵守すべく指示を与えるべきである。